

# 青森県特別栽培農産物 認証制度要綱集

令和7年4月

青森県農林水産部





## 青森県特別栽培農産物認証制度の概要

### 1 対象者

- 青森県内に住所を有する生産者、生産者集団等
- 認証された玄米を精米する者（コイン精米は対象外）

### 2 農薬等使用区分及び対象農産物

農薬等使用区分	内 容	品 目
農薬：不使用 化学肥料：不使用 (農不・化不)	農薬及び化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物	穀類、豆類、野菜、果実 (品目制限無し)
節減対象農薬：不使用 化学肥料：不使用 (節農不・化不)	節減対象農薬及び化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物	
農薬：不使用 化学肥料：5割以下 (農不・化5)	農薬を使用せず、化学肥料の使用を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産された農産物	米、小麦、大豆、小豆、そば、なたね、ながいも、にんにく、ごぼう、だいこん(3～4月播き栽培、5～8月播き栽培)、にんじん(3～4月播き栽培、5～7月播き栽培)、ばれいしょ、キャベツ(春播き栽培、夏播き栽培)、レタス(春播普通栽培、夏播普通栽培)、ねぎ、トマト(ミニトマト含む)、きゅうり、ピーマン、メロン、ブロッコリー、すいか、えだまめ、かぼちゃ、はくさい、やまのいも、なす、ほうれんそう(5～9月播き栽培、10～11月播き栽培)、アスパラガス、スイートコーン、こかぶ、さやいんげん、いちご(促成・半促成栽培)、りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも、すもも(日本すもも・ブルー)、カシス(農薬又は節減対象農薬不使用の区分のみ)
節減対象農薬：5割以下 化学肥料：不使用 (節農5・化不)	節減対象農薬の使用を慣行の5割以下に削減し、化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物	
節減対象農薬：不使用 化学肥料：5割以下 (節農不・化5)	節減対象農薬を使用せず、化学肥料の使用を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産された農産物	
節減対象農薬：5割以下 化学肥料：5割以下 (節農5・化5)	節減対象農薬及び化学肥料の使用を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産された農産物	

- ※1. 加工品及び水耕栽培等土壌を用いない栽培は対象外です。
2. 認証を受ける農産物は別途「栽培要件」を満たすものでなければなりません。
3. 農薬・化学肥料を使用したかどうかは、前作の収穫後から当該農産物の収穫、調製までの期間が対象になります。
4. 農産物毎の節減農薬・化学肥料の使用基準は別途「慣行値及び認証基準値」をご覧ください。

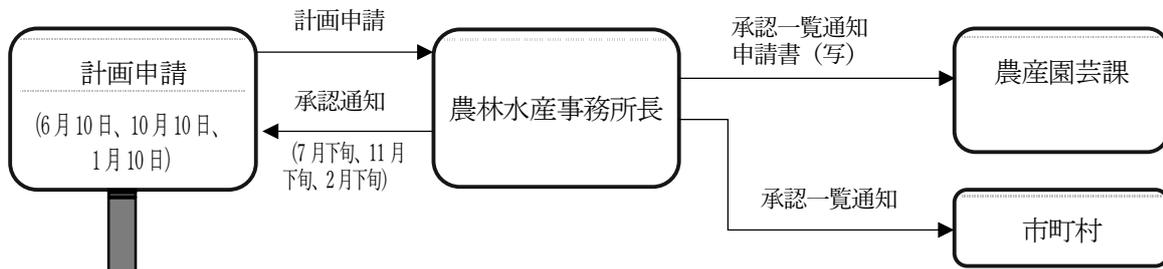
農薬：農薬取締法に規定する農薬（同法に規定する天敵及び特定農薬は含まない）  
 節減対象農薬：化学合成農薬（農薬のうち有効成分が化学合成されたもの）のうち、有機農産物の日本農林規格第4条の別表2（P48）に掲げる農薬を除くもの

### 3 申請時期 年3回

- 1月10日まで（栽培開始期：3月から7月までの米、りんご等農産物）
- 6月10日まで（栽培開始期：8月から11月までのにんにく、小麦等農産物）
- 10月10日まで（栽培開始期：12月から翌年2月までのハウストマト等農産物）

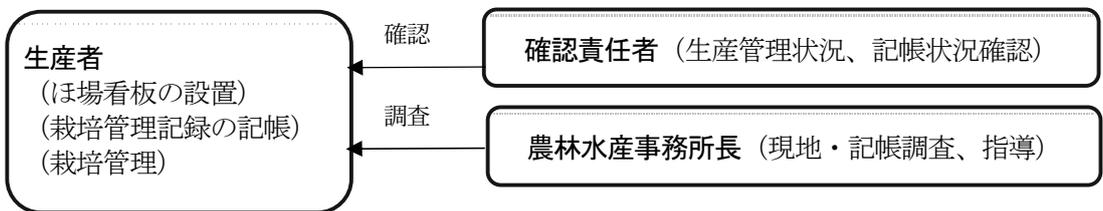
## 認証の仕組み（生産流通の例）

※計画申請前に内容を十分に確認しましょう。

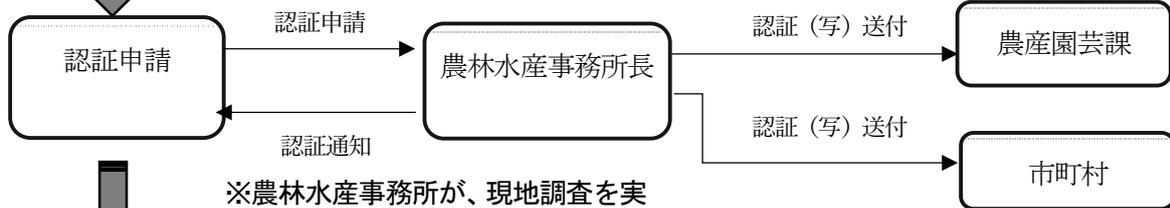


生産開始

※計画承認を受けたら、栽培開始時期に看板を設置しましょう。  
 ※栽培管理記録は詳細に記録することが肝心です。

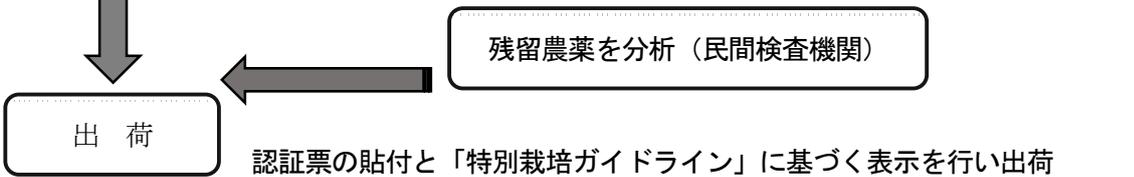


※収穫3週間前（精米4週間前）に認証申請書を提出しましょう。

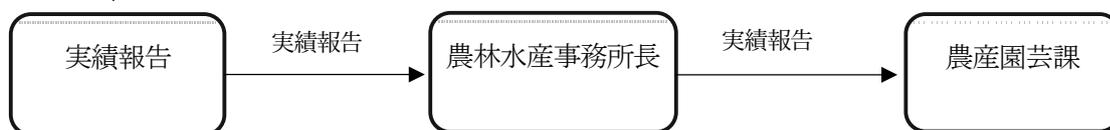


※農林水産事務所が、現地調査を実施しその結果に基づき認証

※認証後は、「(公社)青森県物産振興協会」に、直接認証票（シール）を申込み



※ 認証後、1年以内に実績報告書を提出してください。



## 青森県特別栽培農産物認証（生産）事務の流れ

（手続き）	（書類の流れ等）
1 申請様式入手	農林水産事務所から入手
2 生産流通計画作成	申請者（生産者等）
（1）栽培責任者・確認責任者の選定、制度周知	（申請関係者の相互理解、制度の周知）
（2）栽培管理計画の策定	（栽培管理計画の申請書への記載）
（3）使用資材の資料収集	販売店等←→申請者（販売店、資材メーカー等から入手）
（4）隣接生産者等からの協力	申請者←→隣接耕作者（農薬・肥料飛散防止等協力依頼）
3 生産流通計画承認申請	申請者→農林水産事務所
4 県による審査	農林水産事務所
5 審査結果の通知	農林水産事務所→申請者 ↳農産園芸課、市町村
-----	
6 生産開始	申請者、生産者
（1）看板作成・設置	（ほ場看板の作成、設置）
（2）栽培管理記帳	（作業等栽培管理を記帳）
7 確認責任者による現地確認	確認責任者→栽培責任者（ほ場、看板、記帳状況確認）
8 県による現地調査	農林水産事務所→栽培責任者、確認責任者 （現地ほ場、栽培管理記帳、ほ場看板の調査）
9 認証申請作成	申請者（栽培管理記帳をもとに作成）
10 認証申請	申請者→農林水産事務所 （農林水産事務所調査指導結果報告書作成）
11 県による現地調査及び審査	農林水産事務所
12 審査結果の通知	農林水産事務所→申請者 ↳農産園芸課、市町村
-----	
13 認証シールの申込み、経費納入	認証者→指定団体
14 認証シール配布	指定団体→認証者
15 収穫	収穫量等確認記録
16 出荷	認証票の貼付と「特別栽培農産物表示ガイドライン」に基づく表示を行い出荷、出荷記録
17 確認責任者による確認	確認責任者→栽培責任者（記録状況等確認）
18 実績報告	認証者→農林水産事務所→農産園芸課

## 青森県特別栽培農産物認証（精米）事務の流れ

（手続き）	（書類の流れ等）
1 申請様式入手	農林水産事務所から入手
2 精米流通計画作成	申請者（精米業者等）
（1）精米責任者・精米確認者の選定、制度周知	（申請関係者の相互理解、制度の周知、玄米生産者と連携）
（2）精米計画の策定	（精米計画の申請書への記載）
3 精米流通計画承認申請	申請者→農林水産事務所 （農林水産事務所意見書作成、申請書へ添付） 農林水産事務所→農産園芸課
4 県による審査	農林水産事務所
5 審査結果の通知	農林水産事務所→申請者 ↳農産園芸課、市町村 精米確認者→精米責任者（精米施設等）
-----	
6 精米確認者の現地確認	農林水産事務所→精米責任者、精米確認者（精米施設等）
7 県による現地調査	農林水産事務所
8 認証申請作成	申請者（対象玄米生産者と連携し作成）
9 認証申請	申請者→農林水産事務所
10 県による現地調査及び審査	農林水産事務所
11 審査結果の通知	農林水産事務所→申請者 ↳農産園芸課、市町村
-----	
12 認証シールの申込み、経費納入	認証者→指定団体
13 認証シール配布	指定団体→認証者
14 とう精	原料受け入れ、とう精、払い出し量等確認記録
15 精米責任者の現地確認	精米確認者→精米責任者（受け払い台帳、精米施設等）
16 出荷	認証票の貼付と「特別栽培農産物表示ガイドライン」に基づく表示を行い出荷、出荷記録
17 精米責任者による確認	精米確認者→精米責任者（受け払い台帳確認）
18 実績報告	認証者→農林水産事務所→農産園芸課

# 青森県特別栽培農産物認証要綱

# 青森県特別栽培農産物認証要綱

平成11年	4月	1日	制定
平成12年	12月	6日	改正
平成13年	12月	12日	改正
平成15年	11月	4日	改正
平成16年	5月	6日	改正
平成16年	5月	12日	改正
平成16年	11月	4日	改正
平成17年	3月	31日	改正
平成17年	10月	27日	改正
平成18年	6月	7日	改正
平成18年	11月	8日	改正
平成19年	4月	25日	改正
平成19年	8月	2日	改正
平成20年	11月	25日	改正
平成21年	7月	3日	改正
平成21年	12月	17日	改正
平成22年	7月	30日	改正
平成23年	3月	1日	改正
平成25年	11月	27日	改正
平成27年	1月	6日	改正
平成28年	1月	7日	改正
令和3年	2月	26日	改正
令和5年	12月	12日	改正
令和7年	1月	9日	改正
令和7年	4月	14日	改正

## 第1 目的

この要綱は、青森県で生産される特別栽培農産物の認証について必要な事項を定めることにより、特別栽培農産物に対する消費者の信頼の確保と生産者の生産意欲向上を図るとともに、有機栽培や特別栽培等の環境にやさしい農業に取り組む産地を育成することを目的とする。

## 第2 生産の原則

この制度に基づき生産される農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。

## 第3 認証

県は第6により承認された計画に従って生産された農産物を特別栽培農産物として認証する。

## 第4 認証の基準等

- 1 認証の基準は、別表1のとおりとする。
- 2 認証の有効期間は、認証の日から1年間とする。

## 第5 認証対象

- 1 認証対象農産物は、青森県内の農用地で生産された穀類、野菜、果実、豆類等とする。  
ただし、農薬不使用・化学肥料5割以下、節減対象農薬5割以下・化学肥料不使用、節減対象農薬不使用・化学肥料5割以下、節減対象農薬5割以下・化学肥料5割以下の栽培方法により生産された農産物として認証対象となる品目は、別表2のとおりとする。
- 2 水耕栽培等土壌を用いない栽培方法によって生産されたものは認証対象としない。
- 3 認証を申請することができる者は、次のとおりとする。
  - (1) 青森県内に住所を有する生産者及び生産集団等(以下「生産者等」という。)
  - (2) 認証された玄米を精米する者(以下「精米業者等」という。)。ただし、不特定多数の者が利用するコイン精米施設等で精米する者は除く。

## 第6 生産・精米流通計画

- 1 認証を受けようとする生産者等は、あらかじめ栽培責任者及び確認責任者を、認証された玄米をとう精した精米の認証を受けようとする精米業者等は、あらかじめ精米責任者及び精米確認者を定めなければならない。
- 2 認証を受けようとする者は、あらかじめ生産流通計画又は精米流通計画(以下「計画」という。)について、農林水産事務所長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の計画の承認申請は、生産流通計画承認申請書(様式1)又は精米流通計画承認申請書(様式2)(以下「承認申請書」という。)により、認証を受けようとする者の住所地(団体にあっては主たる事務所の所在地)を所管する農林水産事務所長に行うものとする。  
ただし、県外に住所を有する精米業者等は、生産者等の住所地を所管する農林水産事務所長に行うものとし、生産者等が複数いて、申請先が複数となる場合は、精米流通計画の玄米受付数量が多い産地(市町村)を所管する農林水産事務所長に一括して行うものとする。
- 4 農林水産事務所長は、申請された生産流通計画承認申請書又は精米流通計画承認申請書について、第4第1項、第5、第6第1項に照らした上、計画の承認の適否を決定するものとする。
- 5 農林水産事務所長は、申請に係るほ場が他の農林水産事務所の所管に及ぶ場合は、ほ場所在地を所管する農林水産事務所長へ承認申請書の写しを送付して当該ほ場に係る計画について意見を求めるものとする。  
また、申請精米業者等の精米施設等が他の農林水産事務所の管内に所在する場合についても、同様とする。
- 6 農林水産事務所長は、計画の承認の適否の決定について、第1回申請は同年2月末までに、第2回申請は同年7月末までに、第3回申請は同年11月末までに、申請者へ通知するものとする。

## 第7 計画承認申請時期

- 1 計画の承認申請時期は、年3回とする。
  - (1) 第1回申請(栽培開始期：3月から7月までのもの)  
1月10日まで
  - (2) 第2回申請(栽培開始期：8月から11月までのもの)  
6月10日まで
  - (3) 第3回申請(栽培開始期：12月から翌年2月までのもの)  
10月10日まで

ただし、精米流通計画の承認申請については、栽培開始期にかかわらず、栽培年の6月10日までに申請することができるものとする。

## 第8 計画の変更、取下げ

- 1 承認を受けた計画は、次の場合を除き変更することができない。
  - (1) 天候不順等<sup>(注)</sup>により、栽培管理の内容又はほ場を変更せざるを得ない場合。  
(注) 天候不順等の「等」には、計画承認後に、対象とするほ場が申請作物の生産に適さないと判断された場合や申請ほ場に病害虫の発生が多く、申請ほ場において防除等を実施しないことにより地域に影響を与える場合が含まれる。  
また、ほ場の変更は栽培開始前であり、計画承認面積を超えない範囲でなければならない。
  - (2) 団体等において人事異動等により、確認責任者を変更せざるを得ない場合。  
ただし、この場合にあつては、前任者の行った当該栽培に係る責任は、後任者が負うものとする。
  - (3) その他農林水産事務所長がやむを得ないと認めたとき。  
なお、計画承認後の面積及び生産者数の減少、出荷計画、認証票使用計画の変更については、認証申請で取り扱うものとする。
- 2 計画の承認を受けた者は、前項各号に該当しない理由により計画を変更するときは、計画取下届(様式3)により速やかに計画の承認申請を取り下げるものとする。
- 3 第1項各号の理由により計画を変更しようとするときは、計画変更申請書(様式4)により農林水産事務所長の承認を受けなければならない。
- 4 農林水産事務所長は、第2項の取下げがあつた場合は計画の承認を取り消すものとする。

## 第9 現地調査

- 1 農林水産事務所長は、必要に応じて計画の承認を受けた生産者等に係るほ場、事務所等の現地調査及び生産指導を行うものとする。
- 2 農林水産事務所長は、生産者等から第10の認証の申請があつた場合、市町村及び関係農業協同組合等の協力を得ながら、現地調査、指導を行うものとする。
- 3 計画の承認を受けた者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者は、県からの要求があつたときは、現地調査への立会い、書類の提示及び説明、分析試料の提供等について協力しなければならない。
- 4 農林水産事務所長は、精米業者等から第10の認証の申請があつた場合、市町村、精米業者等の協力を得ながら、現地調査、指導を行うものとする。
- 5 農林水産事務所長は、第2項及び第4項に基づく調査、指導の結果を取りまとめて現地調査指導結果報告書を作成するものとする。  
なお、申請に係るほ場又は精米施設等が他の農林水産事務所の所管に及ぶ場合は、当該地を所管する農林水産事務所長へ認証申請書の写しを送付して第2項及び第4項に基づく調査、指導を依頼し、その結果を添付して現地調査指導結果報告書を作成するものとする。
- 6 農林水産事務所長は、第11の認証を行った後においても、必要に応じて農産物の生産過程等及び精米に関する調査を行い、又は農林水産事務所長が指定する者に行わせるものとする。

## 第10 認証の申請

- 1 計画の承認を受けた者は、生産者等にあつては当該作物の収穫予定3週間前に当該農産物の栽培管理状況報告書等を添付し、精米業者等にあつては精米予定の4週間前に、認証申請書(様式5)により農林水産事務所長に認証の申請をしなければならない。

なお、計画承認後、申請作物の収穫期から1ヶ月を経過しても認証申請がない場合は、第6第2項に規定する計画承認は取り消されたものとする。

- 2 前項において、同一作物かつ同一作型の生産流通計画の栽培期間内に、収穫期が複数ある場合は、その2作目以降の認証の申請を省略できるものとする。

## 第11 認証の決定及び通知

- 1 農林水産事務所長は、栽培管理状況報告及び現地調査の結果等を基に認証の適否を決定し、申請者に通知するものとする。
- 2 認証を受けた者は、前項に規定する認証の決定後に、認証を受けた栽培内容に変更が生じる場合は、認証事項の変更及び認証の再申請書（様式6）により農林水産事務所長に認証事項の変更及び認証の再申請をしなければならない。  
この場合の手続きは第10に準じて行うものとする。

## 第12 認証の表示等

- 1 認証を受けた者は、当該特別栽培農産物を認証農産物として出荷販売するに当たっては、県が定めた認証票により認証農産物であることを表示しなければならない。  
なお、認証票の表示のほか、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長通知。以下「ガイドライン」という。）」に定める表示についても併せて行わなければならない。
- 2 認証票の作成費用は、認証を受けた者の負担とする。
- 3 認証票の種類、規格、表示方法、管理等に関する事項は別に定める。

## 第13 認証の取消し等

- 1 農林水産事務所長は、次に掲げる事態が生じたときは、認証の取り消しを通知し、認証票の使用中止、農産物の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
  - (1) 計画承認申請又は認証申請の内容が事実と異なるとき
  - (2) 認証を受けた者が認証票を不正に使用したとき
  - (3) 認証を受けた者等が現地調査等に協力しないとき
  - (4) 認証を受けた者が農産物の生産、流通及び消費に係る法令に違反したときその他認証制度の目的に照らし、認証の取消しが必要と認められるとき
- 2 認証を受けた者は、認証を受けた後認証基準に適さない事態が発生した場合は認証票の使用を中止し、認証票使用中止届（様式7）により農林水産事務所長に届け出なければならない。
- 3 故意又は過失により第1項各号に該当し、認証の取消しを受けた者は、翌年から起算して3年間は認証を受けることができない。

## 第14 事故発生報告

認証を受けた者は、認証に係る事故が発生したときは、事故発生報告書（様式8）により速やかに農林水産事務所長に報告し、指示を受けるものとする。

## 第15 実績の報告

認証を受けた者は、認証農産物の生産・出荷実績、認証票の使用実績等を当該農産物の認証後1年以内の実績報告届（様式9）により農林水産事務所長に報告しなければならない。

なお、出荷等に1年以上の期間を要する場合、販売・出荷実績、精米実績、認証票使用実績は、認証後12ヵ月目の月までの実績を報告するものとする。

## 第 16 申請者等の責務

- 1 生産者等は、栽培管理状況、出荷状況、認証票使用状況等を記録しなければならない。
- 2 栽培責任者は、ほ場における栽培管理又は管理の指導を行い、確認責任者に提出する栽培管理記録を作成するものとする。
- 3 確認責任者は、栽培管理状況を調査し、栽培管理記録の内容の確認及び栽培責任者による栽培管理等について指導を行うものとする。
- 4 精米業者等は、精米状況、出荷状況、認証票使用状況等を記録しなければならない。
- 5 精米責任者は、原料である認証された玄米及び精米を他の一般米と区別して単体で取り扱わなければならない。  
自家精米で、自己以外の玄米を精米することがある場合は、認証された自己の玄米に認証票を表示しなければならない。
- 6 精米確認者は、精米の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認し、精米責任者による精米について指導を行うものとする。
- 7 計画の承認を申請する者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者(以下「申請者等」という。)は、農林水産事務所長及び農林水産事務所長が指定する者の現地への立入調査や受払い・出荷伝票等の資料の提供に協力しなければならない。
- 8 生産者等は、計画の承認を受けたときは、直ちに承認に係るほ場に別紙様式 10 により特別栽培農産物を栽培している旨を表示するものとする。
- 9 認証を受けた者は、認証農産物の生産、乾燥・調製、精米、出荷、販売及び認証票利用における適正管理に努めなければならない。
- 10 申請者等は、認証農産物について、消費者等からの問合せに速やかに対応しなければならない。
- 11 認証農産物に関して生じた損害又は認証の取り消しや改善指導により生じた損失は、認証を受けた者が負担するものとする。
- 12 認証を受けた者は、認証票を適正に保管、管理するとともに、事故等が発生した場合は速やかに農林水産事務所長に報告するものとする。
- 13 認証を受けた者、確認責任者及び精米確認者は、認証された特別栽培農産物に係る記録を当該認証を受けた年の翌年から起算して3年間保管しなければならない。

## 第 17 情報の提供

県及び認証を受けた者は、消費者、流通業者等へ、認証農産物に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

## 第 18 個人情報の保護

県は、本制度において入手した個人情報については、青森県個人情報保護条例に基づき取り扱うものとし、申請者の承諾のある場合のほか、認証事務に係る目的以外には使用しないものとする。

## 第 19 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、特別栽培農産物の認証に関し必要な事項は別に定めるものとする。
- 2 特別栽培農産物の表示に関する事項については、この要綱及び要綱に基づく他の定めによるもののほか、原則として「ガイドライン」に準ずるものとする。
- 3 この制度により認証された農産物の名称は、「特別栽培農産物」とし、「無農薬・無化学肥料栽培農産物」「無農薬・減化学肥料栽培農産物」「減農薬・無化学肥

料栽培農産物」「減農薬・減化学肥料栽培農産物」等の表示は用いないものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行するものとする。
- 2 平成13年12月12日の改正の取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 適用は平成14年3月以降栽培の始まる作物から対象とする。
  - (2) 改正前の要綱により計画承認及び認証された特別栽培農産物に係る改正以降の手続きについては、改正後の要綱に従うものとする。
- 3 平成15年11月4日の改正の取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 適用は平成16年3月以降栽培の始まる作物から対象とする。  
ただし、第19第3項の規定は、平成16年4月以降に収穫される農産物から適用する。
- 4 平成16年11月4日の改正の取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 適用は平成17年3月以降栽培の始まる作物から対象とする。
  - (2) 改正前の要綱により計画承認及び認証された特別栽培農産物に係る改正以降の手続きについては、改正後の要綱に従うものとする。
- 5 平成17年3月31日の改正は、平成17年4月1日から施行するものとする。
- 6 平成17年10月27日の改正については、平成18年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 7 平成18年11月8日の改正については、平成19年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 8 平成19年4月25日の改正については、平成19年8月以降栽培の始まる作物から適用する。（表示については、国ガイドラインに準ずる。）
- 9 平成19年8月2日の改正については、平成20年3月以降栽培の始まる作物から適用する。  
ただし、第8計画の変更、取下げの改正については、平成19年8月2日から適用する。
- 10 平成20年11月25日の改正については、平成21年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 11 平成21年7月3日の改正は、平成21年7月3日から施行するものとする。  
ただし、改正後の第6の規定については、平成22年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 12 平成21年12月17日の改正については、平成22年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 13 平成22年7月30日の改正については、平成22年7月30日から施行するものとする。
- 14 平成23年3月1日の改正については、平成23年4月1日から施行するものとする。
- 15 平成25年11月27日の改正については、平成26年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 16 平成27年1月6日の改正については、平成27年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 17 平成28年1月7日の改正については、平成28年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 18 令和3年2月26日の改正については、令和3年第2回申請から適用する。
- 19 令和5年12月12日の改正については、令和6年3月以降栽培の始まる作物から適用する。

- 20 令和7年1月9日の改正については、令和7年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 21 令和7年4月14日の改正については、令和7年第2回申請から適用する。

別表1（第4関係）

認証の基準

農薬等使用区分		基 準
特 別 栽 培 農 産 物	農薬：不使用 化学肥料：不使用 （農不・化不）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、農薬及び窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	農薬：不使用 化学肥料：5割以下 （農不・化5）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、農薬を使用せず、化学肥料の使用量が当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用量の5割以下（化学肥料の窒素成分量を比較するものとする。）の栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：不使用 化学肥料：不使用 （節農不・化不）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、節減対象農薬及び窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：5割以下 化学肥料：不使用 （節農5・化不）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数の5割以下（土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用回数の合計を比較するものとする。）で、窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：不使用 化学肥料：5割以下 （節農不・化5）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬を使用せず、化学肥料の使用量が当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用量の5割以下（化学肥料の窒素成分量を比較するものとする。）の栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：5割以下 化学肥料：5割以下 （節農5・化5）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の使用量が、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数及び使用量の5割以下（節減対象農薬については土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用回数の合計を、化学肥料については窒素成分量を比較するものとする。）の栽培方法により生産されたものであること。

- 注) 1. 「生産過程等」とは、当該農産物の生産過程（当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。
2. 認証を受ける農産物は、別記1の栽培要件を満たすものでなければならない。
3. 本制度における認証対象作物の節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量の慣行値及び認証基準値は、別記2のとおりとする。
4. 表示に関する事項についてはガイドラインに準ずるものとする。

農薬：農薬取締法に規定する農薬（同法に規定する天敵及び特定農薬は含まない）  
 節減対象農薬：化学合成農薬（農薬のうち有効成分が化学合成されたもの）のうち、  
 有機農産物の日本農林規格の表B.1－農薬に掲げる農薬を除くもの

別表 2 (第 5 関係)

農薬不使用・化学肥料 5 割以下、節減対象農薬 5 割以下・化学肥料不使用、節減対象農薬不使用・化学肥料 5 割以下、節減対象農薬 5 割以下・化学肥料 5 割以下の栽培方法により生産された農産物として認証対象となる品目

区 分	品 目
穀類・豆 類	米（玄米及び認証された玄米のみを原料としてとう精された精米） 小麦、大豆、小豆、そば、なたね
野 菜	ながいも、にんにく、ごぼう、だいこん（3～4月播き栽培、5～8月播き栽培）、にんじん（3～4月播き栽培、5～7月播き栽培）、ばれいしょ、キャベツ（春播き栽培、夏播き栽培）、レタス（春播普通栽培、夏播普通栽培）、ねぎ、トマト、きゅうり、ピーマン、メロン、ブロッコリー、すいか、えだまめ、かぼちゃ、はくさい、やまのいも、なす、ほうれんそう（5～9月播き栽培、10～11月播き栽培）、アスパラガス、スイートコーン、こかぶ、さやいんげん、いちご（促成・半促成栽培）
果 実	りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも、すもも（日本すもも・プルーン）、カシス※

※カシス：農薬又は節減対象農薬不使用の区分に限り認証対象

(別記1)

栽 培 要 件

区 分	要 件
ほ場条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲のほ場から栽培管理に伴う影響を受けないこと。</li><li>・周囲のほ場に対して、病害虫等の発生原因となるなどの栽培管理に伴う影響を与えないとともに、周囲のほ場管理者からの理解を得ること。</li></ul>
土づくり・施肥	<ul style="list-style-type: none"><li>・たい肥等による土づくりに努めていること。</li><li>・有機質肥料は登録または届出のある肥料を使用するか、自家製造の場合には原料及び製造方法が明確にできるものを使用する。</li><li>・下水汚泥を原料とした肥料を使用する場合は、化学肥料と同様に扱うこととし、化学肥料5割以下の区分に限り使用できる。</li><li>・栽培期間中化学肥料不使用により栽培される農産物の生産に使用する堆肥には、窒素成分を含む化学肥料を添加してはならない。</li></ul>
品種	<ul style="list-style-type: none"><li>・気象、土壌条件に適した品種を選定し、作物の健全生育の確保に努める。</li></ul>
種子、種苗	<ul style="list-style-type: none"><li>・遺伝子組換え技術により育成された品種の種子、種苗は使用してはならない。</li></ul>
病害虫防除・除草	<ul style="list-style-type: none"><li>・耕種的・物理的防除等を優先して行うこと。</li><li>・農薬を使用する場合は、必要最低限にとどめるとともに、登録農薬を使用すること。</li></ul>
水田の用排水	<ul style="list-style-type: none"><li>・水田の取・排水口を分離すること。</li><li>・用水路から取水できること。</li></ul>
生育管理用資材 (その他資材)	<ul style="list-style-type: none"><li>・農薬及び肥料以外の資材で、作物及び土壌に施用（散布、塗布、芳香等）するものにあっては、殺虫・殺菌等農薬的效果を期待するものであってはならない。</li></ul>

## (別記2)

栽培期間中節減対象農薬及び化学肥料を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産される農産物における節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量に関する慣行値及び認証基準値

作物名	基準作型	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (10a 当たり窒素成分量)	
		慣行値 回	認証基準値 回以下	慣行値 kg/10a	認証基準値 kg/10a 以下
水稻	普通栽培	17	8	8.0	4.0
小麦	普通栽培	4	2	8.0	4.0
大豆	普通栽培	6	3	3.0	1.5
小豆	普通栽培	8	4	3.0	1.5
そば	普通栽培	2	1	2.0	1.0
なたね	普通栽培	2	1	8.0	4.0
ながいも	普通栽培	16	8	27.0	13.5
にんにく	マルチ栽培	20	10	22.0	11.0
ごぼう	春播き栽培	12	6	20.0	10.0
だいこん	3～4月播き栽培	8	4	8.0	4.0
	5～8月播き栽培	16	8	6.0	3.0
にんじん	3～4月播き栽培	14	7	19.0	9.5
	5～7月播き栽培	15	7	19.0	9.5
ばれいしょ	普通栽培	12	6	11.0	5.5
キャベツ	春播き栽培	18	9	20.0	10.0
	夏播き栽培	14	7	19.0	9.5
レタス	春播普通栽培	8	4	18.0	9.0
	夏播普通栽培	12	6	12.0	6.0
ねぎ	普通栽培	29	14	25.0	12.5
トマト (ミニトマト含む)	雨よけ栽培	22	11	30.0	15.0
きゅうり	普通栽培	22	11	35.0	17.5
ピーマン	普通栽培	20	10	25.0	12.5
メロン	トンネル早熟	18	9	15.0	7.5
ブロッコリー	普通栽培	7	3	23.0	11.5
すいか	普通栽培	14	7	16.0	8.0
えだまめ	普通栽培	6	3	5.0	2.5
かぼちゃ	普通栽培	6	3	12.0	6.0
はくさい	夏播き栽培	9	4	23.0	11.5
やまのいも	普通栽培	12	6	24.0	12.0
なす	普通栽培	17	8	28.0	14.0
ほうれんそう	5～9月播き栽培	6	3	10.0	5.0
	10～11月播き栽培	4	2	10.0	5.0
アスパラガス	普通栽培	13	6	47.0	23.5
スイートコーン	普通栽培	11	5	25.0	12.5

こかぶ	普通栽培	13	6	14.0	7.0
さやいんげん	普通栽培	14	7	30.0	15.0
いちご	促成・半促成栽培	40	20	20.0	10.0
りんご	普通栽培	36	18	15.0	7.5
ぶどう	普通栽培	22	11	15.0	7.5
おうとう	普通栽培	15	7	15.0	7.5
なし	普通栽培	18	9	15.0	7.5
もも	普通栽培	26	13	14.0	7.0
すもも（日本すもも・プルーン）	普通栽培	19	9	14.0	7.0
カシス	普通栽培	0	不使用	4.0	2.0

注：1. 数値は種子消毒及び育苗段階も含む。ただし、「節減対象農薬：不使用」の申請において、農薬（節減対象農薬）不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、合計カウントしない。

2. 適用地域は、県下全域とする。

3. 適用品種は、全品種とする。

4. 着果促進剤などの植物成長調整剤で、使用方法が一般的に局所的であり、その局所に重複せずに使用されるものは、生育期全体を通じて1回とする。

ただし、複数成分の薬剤については、その成分回数とする。

5. 接ぎ木苗で、台木及び穂木双方に農薬を使用している場合は、双方を合わせた成分回数とする。

ただし、台木及び穂木で同一農薬を使用した場合は、合わせて1剤と見なして、その成分回数とする。

6. 展着剤は、使用しても成分回数には含めない。

7. 性フェロモン剤等の有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬及び農薬メーカーから「化学合成されていない」との回答を得て、県が認めた農薬については、使用しても成分回数には含めない。

ただし、栽培管理記録において、当該農薬の使用記録を記載すること。

農林水産事務所長 殿

(申請者)  
〒 住 所

電話・FAX  
携帯電話  
メールアドレス  
氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物生産流通計画承認申請書

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 申請計画概要(別紙1)
- 生産者一覧表(別紙2)
- 栽培責任者及び確認責任者届(別紙3)
- 作物・農薬等使用区分申請内容一覧表(別紙4)
- ほ場位置図(別紙5)
- 栽培管理計画(別紙6)
- 出荷計画(別紙7)
- 認証票使用計画(別紙8)
- 情報提供に係る承諾書(別紙9)

注) 添付した関係書類にチェックを入れること。

(別紙1)

申請計画（実績報告）概要

区 分	1	2	3	4
生産流通計画承認年月日 (認証申請時に記入)				
生産流通計画認証年月日 (実績報告時に記入)				
作物名				
農薬等使用区分				
農 薬				
化学肥料				
生産者数(人)				
栽培面積(a)				
栽培ほ場数(筆、棟数)				
生産量(t、kg)				
出荷量(t、kg)				

注)

1. 「生産流通計画承認年月日」は認証申請時に記載し、「生産流通計画認証年月日」は実績申請時に記入する。
2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。
3. 出荷量には、自家消費分を含めない。
4. 区分の欄が不足する場合は適宜追加すること。

(別紙2)

生産者一覧表

No	生産者氏名	住所 (TEL)	経営耕地面積	特別栽培農産物 栽培経験の有無
		( - - )	水田 ha、樹園地 ha 畑 ha、牧草地 ha 計 ha (内借地 ha)	
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		

注) 農作業受委託面積は除く。

(別紙3)

年 月 日

農林水産事務所長 殿

(栽培責任者)

〒 住 所  
電 話  
氏 名

印\*

(確認責任者)

〒 住 所  
電 話  
氏 名

印\*

(※自署の場合は押印不要)

年産特別栽培農産物栽培責任者及び確認責任者届

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、特別栽培農産物の生産及び確認についてその責任者として届出します。

記

項 目	栽培責任者の概要	確認責任者の概要
1 職業及びその概要 (組織に所属するものはその 所属と役職名等を記入)		
2 特別栽培農産物栽培経験等		
3 認証申請者との関係		
4 その他		



(別紙5)

ほ 場 位 置 図

作物名		農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
生産者氏名		栽培ほ場所在地		栽培面積	a
看板設置予定箇所	<p>&lt;位置図&gt;</p>				

- 注) 1. 当該ほ場が他のほ場から影響を受けない状況がわかるように、隣接農用地の栽培状況、農薬等の影響防止対策、樹木、距離(m)、区画、農道等まで詳細に記入すること。
2. 看板の設置予定場所についても記載すること。
3. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

(別紙6)

年産栽培管理計画（栽培状況報告・栽培管理実績）

1 栽培作物及び場所

作物名		栽培面積	
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	

2 栽培管理

(1) 栽培管理計画

時期 (旬、日)	作業名	資材使用 の有無
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計画生産量		t、kg( kg/10a)
栽培上の特記事項：		

- 注) 1. 作業については、前作の収穫終了後から当該作物の収穫終了時までを記入する。  
2. 集団の場合、栽培についての申合せや取決めに関する資料を添付する。  
3. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、  
「節農5・化不」「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。  
4. 本様式に作業内容の記載が困難な場合は別葉での提出も可とする。

(2) 除草及び病虫害防除の方法

除草の方法	
病虫害防除の方法	

注) 1. 除草の方法は、手取り除草や除草機使用等を詳しく記入する。

2. 病虫害防除の方法は、基本的な対策のほか、予想以上に病虫害が発生した際の対応についても含めて記入する。

(3) 種子・種苗の入手方法等

① 自家採種又は自家採種以外の区別 (○を付ける)

自家採種                      自家採種以外

② 自家採種以外の種子、種苗に対する入手前の化学合成資材の処理状況

(○を付ける)

ア 化学合成肥料                      処理                      無処理

イ 化学合成農薬                      処理                      無処理

3 使用資材 (使用が予想される全ての資材を記入する。)

(1) 肥料、土壌改良資材及び堆肥等

資 材 名	天然・化学系資材の別	希釈倍数 (倍)・使用量 (kg・ℓ/10a)	時 期 (月日)	窒 素 成分量 (kg/10a)	うち化学合成窒素 (kg/10a)
合 計					
当 該 作 物 の 認 証 基 準 値					

注) 1. 土づくり資材含む。

2. 有機質肥料に化学肥料を含む場合 (配合肥料) の場合は、化学資材と記入する。

(2) 農薬

農薬名	成分数	希釈倍数 (倍)・ 使用量 (g・kg・mℓ・ ℓ /10a)	時期 (月日)	対象病害虫・雑草等名
合計				
当該作物の認証基準値				
備考 (無処理の種子・苗等が入手できない理由)				

注) 1. 種子又は育苗に使用された農薬名も記入する。

ただし、「節減対象農薬：不使用」の申請において、農薬（節減対象農薬）不使用の種子・苗等の入手が困難な作物の場合は、合計カウントしないので、備考欄に理由を記入する。

2. 農薬名が特定できない場合は、〇〇剤、△△剤、××剤のうち1剤とし、成分数はその候補の中で最も成分数の多い数値を記載する。
3. 液剤等希釈して使用するものは、使用量は希釈倍数と散布量を記載する。
4. 同一農薬を複数回散布する場合は、それぞれを記入すること。

(3) その他資材

資材名	天然・化学系 資材の別	内 容	使用目的	使用量 (ℓ・kg/10a)	時期 (月日)

注) (1)(2)以外の目的で使用するものを記入（ヒバ油、〇〇抽出物等）。

(4) 自家製造資材の原料・製造方法

資材名	原料名	製造方法

注) 1. (1)(2)(3)において該当するものを記入。

2. 資材名は(1)(2)(3)において記入した名称を用いること。
3. 資材は、前作の収穫終了後から使用したものを記載する。
4. 購入資材については、カタログ、説明書等内容がわかる資料を添付すること。

(別紙 7)

年産出荷計画 (販売・出荷実績)

1 対象作物及び出荷時期

作物名		農薬使用区分	農薬：	化学肥料：
出荷期間	年 月 ~ 年 月			

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

2 販売方法等

販売方法	出荷・販売先	米 (玄米出荷) の場合				野菜・畑作・果実の場合						
		玄米生産 数量 (kg)	玄米出荷数量			出荷形態別出荷量						
			kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	出荷量計 (袋)	バラ (kg・個)	束 (kg・束)	箱 (kg・個)	袋 (kg・袋)	その他 (kg)	出荷量計 (kg)	
契約販売	契約先・住所 (TEL)											
産直販売 (宅配)	販売先・住所 (TEL)											
委託販売	委託先名・住所 (TEL)											
市場出荷	市場名											
イベント 販売	イベント名											
自店販売												
その他												
合計												
米の場合	精米しない (上記項目に記載する) 精米する (精米流通計画を申請する)											
その他特記事項												

(別紙 8)

年産認証票使用計画 (実績)

作物名		農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：
使用期間	年 月 ～ 年 月			
作成 (注文) 時期	月 日頃			
規格別使用枚数 (シール枚数)	大規格	中規格	小規格	計
現在在庫枚数				
注文枚数				

注) 1. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

2. 認証票大シール10枚綴り、認証票中シール20枚綴り、認証票小シール50枚綴り

3. 枚数は、シートに印刷されているシール数の合計 (シート枚数ではないことに注意)。

例) 大規格のシートを10枚注文する場合、注文枚数は100と記載

(別紙9)

情報提供に関する承諾書

以下の3つの項目について、「承諾します」もしくは「承諾しません」のどちらかをチェックしてください。

区 分	承諾します	承諾しません※
① 県ホームページ等で、特別栽培農産物に関する事項（生産者名、市町村名、農薬・肥料区分、作物名、販売店舗、出荷時期）を情報提供すること		
② 特別栽培農産物の取扱いを希望する流通業者等から情報提供の依頼があった場合、特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分）について、情報提供すること		
③ 認証基準を満たさない、または満たさないおそれが生じた際、流通業者から貴殿の栽培した農産物について問い合わせがあった場合、認証基準への適合状況及び特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、メールアドレス、作物名、面積、農薬等使用区分）について、流通業者等へ情報提供すること		

※②、③の申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分の6つの事項のうち一部の事項は非提供の場合、提供先に制限のある場合を含む

住 所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(自署の場合は押印不要)

年 月 日

農林水産事務所長 殿

(申請者名)  
〒 住 所  
電話・F A X  
携帯電話  
氏 名 印  
(団体等の場合は団体名等及び代表者氏名を記載)  
(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物精米流通計画承認申請書

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認申請  
します。

記

関係書類

- 精米施設及び計画概要(別紙1)
- 精米施設位置図(別紙2)
- 精米責任者及び精米確認者届(別紙3)
- 年産特別栽培精米計画(別紙4)
- 認証票使用計画(別紙5)
- 情報提供に係る承諾書(別紙6)

注) 添付した関係書類にチェックを入れること

(別紙1)

精米施設及び計画概要 (実績報告)

1 精米施設

施設名	
住所 (TEL)	
規模・能力	

2 計画概要

区 分	1	2	3	4
精米流通計画承認年月日 (認証申請時に記入)				
精米流通計画認証年月日 (実績報告時に記入)				
産地名 (市町村)				
生産者名				
農薬等使用区分 農 薬 化学肥料				
品種名				
玄米受付量 (t, kg)				
精米生産量 (t, kg)				

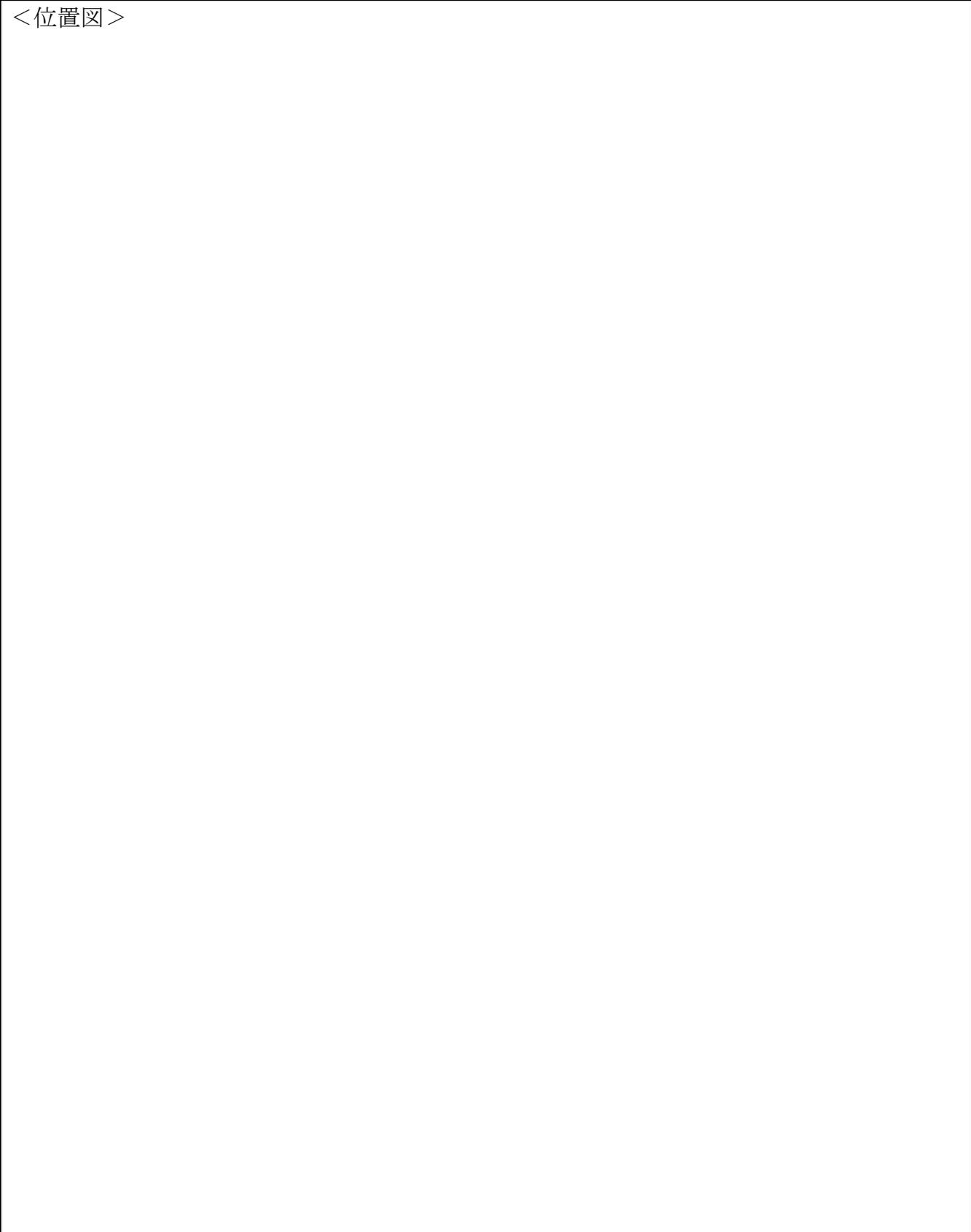
注)

1. 「精米流通計画承認年月日」は認証申請時に記載し、「精米流通計画認証年月日」は実績報告時に記入する。
2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

(別紙2)

精米施設位置図

<位置図>



注) 地番も記入すること。  
精米施設内の配置図等を記入すること。

(別紙3)

年 月 日

農林水産事務所長 殿

(精米責任者)

〒 住 所  
電 話  
氏 名

印\*

(精米確認者)

〒 住 所  
電 話  
氏 名

印\*

(※自署の場合は押印不要)

年産特別栽培農産物精米責任者及び精米確認者届

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、特別栽培農産物の生産及び確認についてその責任者として届出します。

記

項 目	精米責任者の概要	精米確認者の概要
1 職業及びその概要 〔 組織に所属するものはその 所属と役職名等を記入 〕		
2 特別栽培農産物栽培経験等		
3 認証申請者との関係		
4 その他		

(別紙4)

年産特別栽培米精米計画（実績）

精米期間 (年月旬)	玄米受付 (買受)数量 t	精米生産数量 t	歩留 %	精米生産数量					出荷先 (名称、住所)
				包装量目別内訳(個数)					
				kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	計 (袋)	
合計									

注)生産精米数量の量目は、必ず記入してください。

(別紙5)

年産認証票使用計画（実績）

作物名		農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：
使用期間	年 月 ～ 年 月			
作成（注文）時期	月 日頃			
規格別使用枚数 （シール枚数）	大規格	中規格	小規格	計
現在在庫枚数				
注文枚数				

- 注) 1. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。
2. 認証票大シール10枚綴り、認証票中シール20枚綴り、認証票小シール50枚綴り
3. 枚数は、シートに印刷されているシール数の合計（シート枚数ではないことに注意）。  
例) 大規格のシートを10枚注文する場合、注文枚数は100と記載

(別紙6)

情報提供に関する承諾書

以下の3つの項目について、「承諾します」もしくは「承諾しません」のどちらかをチェックしてください。

区 分	承諾します	承諾しません※
① 県ホームページ等で、特別栽培農産物に関する事項（生産者名、市町村名、農薬・肥料区分、作物名、販売店舗、出荷時期）を情報提供すること		
② 特別栽培農産物の取扱いを希望する流通業者等から情報提供の依頼があった場合、特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分）について、情報提供すること		
③ 認証基準を満たさない、または満たさないおそれが生じた際、流通業者から貴殿の栽培した農産物について問い合わせがあった場合、認証基準への適合状況及び特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、メールアドレス、作物名、面積、農薬等使用区分）について、流通業者等へ情報提供すること		

※②、③の申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分の6つの事項のうち一部の事項は非提供の場合、提供先に制限のある場合を含む

住 所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(自署の場合は押印不要)

様式3（第8関係）

年 月 日

農林水産事務所長 殿

(申請者)

〒 住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

電話番号

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画取下届

年 月 日付け○農水第 号で承認通知のあった生産（精米）流通計画内容について、下記により中止することとしましたので、青森県特別栽培農産物認証要綱第8第2項の規定に基づき計画の取下げについて届出します。

記

1 取下理由

農林水産事務所長 殿

(申請者)  
〒 住 所  
氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画変更申請書

年 月 日付け○農水第 号で承認通知のあった生産（精米）流通計画の内容について下記のとおり変更をしたいので、青森県特別栽培農産物認証要綱第8第3項の規定に基づき申請します。

記

作物名等	変更項目	変更事項 発生年月日	変更内容	変 更 理 由
				必要に応じて資料を添付

- 注) 1. 承認された計画承認申請書の様式1の写しと関係書類の関係する部分の写しに、赤書きで変更後の内容を加筆、修正し、添付する。  
2. 面積及び生産者数の減少、出荷計画、認証票使用計画の変更については、認証申請で扱う

農林水産事務所長 殿

(申請者)  
〒 住所  
電話  
氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物認証申請書 (生産流通)

青森県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき、下記の関係書類を添えて認証申請します。

記

関係書類

- 申請計画概要  
承認を得た計画書(様式1の別紙1)の写しに生産流通計画承認日を追記して提出する。
- 栽培状況報告  
承認を得た計画書の栽培管理計画(様式1の別紙6)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。なお収穫終了時までの予定は( )書きで記入する。
- 栽培管理確認報告(別紙)
- 出荷計画  
承認を得た計画書の出荷計画(様式1の別紙7)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 認証票使用計画  
承認を得た計画書の認証票使用計画(様式1の別紙8)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 実績報告届の写し  
前年に生産流通計画の認証を受けている場合は、その実績報告届(様式9)及び概要(様式1の別紙1)の写しを提出する。

注) 1. 添付した関係書類にチェックを入れること

2. 実績報告届の写しの添付は、実績が確定していない場合等、提出が困難な場合はこの限りでない。

農林水産事務所長

(申請者)

〒 住 所

電 話

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物認証申請書 (精米流通)

青森県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき下記の関係書類を添えて認証申請します。

記

関係書類

- 申請計画概要  
承認を得た計画書(様式2の別紙1)の写しに生産流通計画承認日を追記して提出する。
- 精米計画  
承認を得た計画書の精米計画(様式2の別紙4)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 認証票使用計画  
承認を得た計画書の認証票使用計画(様式2の別紙5)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 実績報告届の写し  
前年に精米流通計画の認証を受けている場合は、その実績報告届(様式9)及び概要(様式2の別紙1)の写しを提出する。
- その他

注) 添付した関係書類にチェックを入れること

(別紙)

年 月 日

農林水産事務所長 殿

(確認責任者)

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産栽培管理確認報告（実績）

青森県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

作物名			
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
作型		栽培面積計	
栽培責任者			
確認内容	確認月日（複数回の場合はすべて記入）等		
ほ場確認	月 日、月 日		
看板の有無の確認	月 日、月 日		
記録簿の有無の確認	月 日、月 日		
栽培管理の状況			
記録の状況			
農薬使用状況			
化学肥料使用状況			
収穫状況			
その他			
栽培計画との整合性			
特記事項			

- 注) 1. 栽培管理の状況は、確認した内容を記入する。  
2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

農林水産事務所長 殿

(申請者)

〒 住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物認証事項の変更及び認証の再申請書

年 月 日付け○農水第 号で認証を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、青森県特別栽培農産物認証要綱第11の規定に基づき認証事項の変更及び認証について再申請します。

記

作物名等	変更項目	変更事項 発生年月日	変更内容	変 更 理 由
				必要に応じて資料を添付

注) 認証された認証申請書の様式5の写しとの関係書類の関係する部分の写しに、赤書きで変更後の内容を加筆、修正し、添付する。また、必要に応じて資材等の資料も添付する。

様式7（第13関係）

年 月 日

農林水産事務所長 殿

(申請者)  
〒住所  
氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物証票使用中止届

青森県特別栽培農産物認証要綱第13第2項の規定に基づき、下記により認証票の使用を中止したので届出します。

記

1 認証票使用中止理由

農林水産事務所長 殿

(申請者)

〒住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産特別栽培農産物事故発生報告書

年 月 日付け○農水第 号で通知を受けた認証について、次のとおり事故が発生したので青森県特別栽培農産物認証要綱第14の規定に基づき報告します。

記

1 事故等の内容

①発生年月日、②当該対象、③内容 等

2 経過

3 事故に対する措置

4 措置の結果

年 月 日

農林水産事務所長 殿

(申請者)  
〒 住所  
氏名  
電話番号

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物実績報告届 (生産流通)

青森県特別栽培農産物認証要綱第 15 の規定に基づき、下記の関係書類を添えて実績を報告します。

記

関係書類

- 実績報告概要  
認証を得た申請計画概要 (様式 1 の別紙 1) の写しに、赤書きで加筆して提出する。  
なお、生産流通計画承認年月日の欄に認証年月日を加筆する。
- 栽培管理実績  
認証を得た栽培管理計画 (様式 1 の別紙 6) の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 販売・出荷実績  
認証を得た出荷計画 (様式 1 の別紙 7) の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 認証票使用実績  
認証を得た認証票使用計画 (様式 1 の別紙 8) の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 確認報告  
認証を得た栽培管理確認報告 (様式 5 の別紙) の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- その他

注) 1. 実績報告届の提出期限

当該農産物の認証後 1 年以内に提出しなければならない。

なお、出荷等に 1 年以上の期間を要する場合、販売・出荷実績、認証票使用実績は、認証後 12 か月目の月までの実績を記載するものとする。

2. 添付した関係書類にチェックを入れること

年 月 日

農林水産事務所長 殿

(申請者)  
〒 住所  
氏名  
電話番号

印

(自署の場合は押印不要)

年産青森県特別栽培農産物実績報告届 (精米流通)

青森県特別栽培農産物認証要綱第15の規定に基づき、下記の関係書類を添えて実績を報告します。

記

関係書類

- 実績報告概要  
認証を得た申請計画概要(様式2の別紙1)の写しに、赤書きで加筆して提出する。  
なお、2計画概要の精米流通計画承認年月日の欄に認証年月日を加筆する。
- 精米実績  
認証申請書の精米計画(様式2の別紙4)の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- 認証票使用実績  
認証を得た認証票使用計画(様式2の別紙5)の写しに赤書きで加筆、修正して提出する。
- 確認報告  
実績確認報告書(別紙)のとおり
- その他

注) 1. 実績報告届の提出期限

当該農産物の認証後1年以内に提出しなければならない。

なお、出荷等に1年以上の期間を要する場合、販売・出荷実績、精米実績、認証票使用実績は、認証後12か月目の月までの実績を記載するものとする。

2. 添付した関係書類にチェックを入れること

(別紙)

年 月 日

農林水産事務所長 殿

(精米確認者)

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

年産実績確認報告書 (精米)

青森県特別栽培農産物認証要綱第15の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

品 種 名			
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
産 地 名		精米責任者	
栽培責任者		確認責任者	
精米工場所在地	(確認月日／複数回の場合はすべて記入)		
確 認 内 容	確認月日 (複数回の場合はすべて記入) 等		
認証米の取扱方法 (一般米と区分する取扱方法)	月 日		
記録簿の有無	月 日		
記録状況			
精米状況			
精米計画との整合性			
認証票使用状況			
特記事項			

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する



(参考) 管理記録例

年 栽培管理記録

栽培責任者名	生産者	確認責任者名	ほ場番号、番地	作物名、品種	栽培面積
	住所 氏名				a

年月日	作業内容	使用種苗、資材			使用機械・器具		特記事項
		種苗及び資材名	数量	入手先	機械・器具名	洗浄・整備方法	
月 日	耕起・施肥	堆肥	〇〇kg	〇〇農協	トラクター	使用前水洗い	一般と共用      収穫量〇〇kg 規格外は廃棄〇〇kg 〇〇kg
	播種	〇〇種子	〇〇g	〇〇農協	手作業		
	定植	〇〇苗	〇〇本		手作業		
	病虫害防除	〇〇剤	〇〇ℓ	〇〇化成工業	噴霧器	使用前後水洗い	
	除草				手作業		
	害虫防除	〇〇剤	〇〇kg	〇〇薬品(株)	噴霧器	使用前後水洗い	
	収穫・選別				選別機		
	箱詰め	段ボール	〇〇箱	〇〇農協	手作業		
	シール貼り	特裁シール	〇〇枚		手作業		
	出荷				トラック		

(参考) 有機農産物の日本農林規格 表 B.1 - 農薬

最終改正：令和6年7月1日農林水産省告示第1280号

農薬 a)	基準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。
ピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	—
調合油乳剤	—
マシン油エアゾル	—
マシン油乳剤	—
デンブン水和剤	—
脂肪酸グリセリド乳剤	—
メタルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタルデヒド剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	—
硫黄粉剤	—
水和硫黄剤	—
石灰硫黄合剤	—
シイタケ菌糸体抽出物液剤	—
シイタケ菌糸体抽出物水溶剤	—
炭酸水素ナトリウム水溶剤	—
銅水和剤	—
銅粉剤	—
硫酸銅	ボルドー剤調整用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調整用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	—
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
混合生薬抽出物液剤	—
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
磷酸第二鉄粒剤	—
炭酸水素カリウム水溶剤	—
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルバメクチン乳剤	—
ミルバメクチン水和剤	—
スピノサド水和剤	—
スピノサド粒剤	—
還元澱粉糖化物液剤	—
カスガマイシン液剤	—
カスガマイシン粉剤	—
カスガマイシン水溶剤	—
カスガマイシン粒剤	—
エチレン	パイナップルの開花誘発に使用する場合に限ること。
次亜塩素酸水	—
重曹	—
食酢	—
その他の農薬 b)	有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。

注 a) 組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。

注 b) 硫黄・銅水和剤，炭酸水素ナトリウム・銅水和剤，脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。

農薬の種類(50音順)	農薬通称	主な成分
BT水和剤	エコマスターBT	BT
BT水和剤	エスマルクDF	BT
BT水和剤	クオークフロアブル	BT
BT水和剤	サフリナフロアブル	BT
BT水和剤	ジャックポット顆粒水和剤	BT
BT水和剤	ゼンターリ顆粒水和剤	BT
BT水和剤	チューリサイド水和剤	BT
BT水和剤	チューレックス顆粒水和剤	BT
BT水和剤	チューンアップ顆粒水和剤	BT
BT水和剤	デルフィン顆粒水和剤	BT
BT水和剤	トアローフロアブルGT	BT
BT水和剤	トアロー水和剤GT	BT
BT水和剤	バイオマックスDF	BT
BT水和剤	バシレックス水和剤	BT
BT水和剤	ファイブスター顆粒水和剤	BT
BT水和剤	フローバックDF	BT
BT水和剤	レピクリーンDF	BT
アグロバクテリウム ラジオバクター剤	バクテローズ	アグロバクテリウム ラジオバクター
アリガタシマアザミウマ剤	アリガタ	アリガタシマアザミウマ
アリマルア・オリフルア・テトラデセニルアセテート・ピーチフルア剤	コンフューザーAA	アリマルア
アルミゲルア・ウワバルア・ダイアモルア・ビートアーミルア・リトルア剤	コンフューザーV	アルミゲルア
アルミゲルア・ダイアモルア剤	コナガコンプラス	アルミゲルア
イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤	マイネックス	イサエアヒメコバチ
イサエアヒメコバチ剤	イサパリ	イサエアヒメコバチ
イサエアヒメコバチ剤	ヒメトップ	イサエアヒメコバチ
オキシテトラサイクリン・ストレプトマイシン水和剤	アグリマイシン100	オキシテトラサイクリン
オキシテトラサイクリン水和剤	マイコシールド	オキシテトラサイクリン
オキメラノルア剤	オキメラコン	オキメラノルア
オキメラノルア剤	オキメラノール	オキメラノルア
オリフルア・トートルルア・ピーチフルア・ピリマルア剤	コンフューザーMM	オリフルア
オリフルア・トートルルア・ピーチフルア剤	コンフューザーN	オリフルア
オリフルア・トートルルア・ピーチフルア剤	コンフューザーR	オリフルア
オリフルア剤	ナシヒメコン	オリフルア
オリフルア剤	ラブストップヒメシン	オリフルア
オンシツツヤコバチ剤	エンストリップ	オンシツツヤコバチ
オンシツツヤコバチ剤	ツヤコバチEF30	オンシツツヤコバチ
オンシツツヤコバチ剤	ツヤトップ	オンシツツヤコバチ
オンシツツヤコバチ剤	ツヤトップ25	オンシツツヤコバチ
オンシツツヤコバチ剤	ツヤパリ	オンシツツヤコバチ
カスガマイシン液剤	カスミン液剤	カスガマイシン
カスガマイシン水溶剤	カスミンA水和剤	カスガマイシン
カスガマイシン粉剤	カスミン粉剤	カスガマイシン
カスガマイシン粒剤	カスミン粒剤	カスガマイシン
カスガマイシン・銅水和剤	カップーシン水和剤	カスガマイシン
カスガマイシン・銅水和剤	カスミンボルドー	カスガマイシン
ククメリスカブリダニ剤	ククメリス	ククメリスカブリダニ
ククメリスカブリダニ剤	メリトップ	ククメリスカブリダニ
コニオチリウム ミニタンズ水和剤	ミニタンWG	コニオチリウム ミニタンズ
コレマンアブラバチ剤	アフィパール	コレマンアブラバチ
コレマンアブラバチ剤	コレトップ	コレマンアブラバチ
コレマンアブラバチ剤	コレパリ	コレマンアブラバチ
サキメラノルア剤	サキメラノール	サキメラノルア
サバクツヤコバチ剤	エルカード	サバクツヤコバチ
サバクツヤコバチ剤	サバクトップ	サバクツヤコバチ
シイタケ菌糸体抽出物液剤	レンテミン液剤	シイタケ菌糸体抽出物
シイタケ菌糸体抽出物水溶剤	レンテミン	シイタケ菌糸体抽出物
シイタケ菌糸体抽出物液剤	家庭園芸用レンテミン液剤	シイタケ菌糸体抽出物
シュードモナス フルオレッセンス水和剤	ベジキーパー水和剤	シュードモナス フルオレッセンス
スタイナーネマ カーポカブサエ剤	バイオセーフ	スタイナーネマ カーポカブサエ
スタイナーネマ グラセラライ剤	バイオトピア	スタイナーネマ グラセラライ
ストレプトマイシン液剤	アグレプト液剤	ストレプトマイシン硫酸塩
ストレプトマイシン液剤	ヒトマイシン液剤S	ストレプトマイシン硫酸塩
ストレプトマイシン液剤	ストマイ液剤	ストレプトマイシン硫酸塩
ストレプトマイシン水和剤	アグレプト水和剤	ストレプトマイシン硫酸塩
ストレプトマイシン水和剤	マイシン水和剤	ストレプトマイシン硫酸塩
スピノサド水和剤	スピノエースフロアブル	スピノサド

農薬の種類(50音順)	農薬通称	主な成分
スピノサド水和剤	スピノエースベイト	スピノサド
スピノサド水和剤	スピノエース顆粒水和剤	スピノサド
スピノサド水和剤	サービスエース顆粒水和剤	スピノサド
スピノサド水和剤	ノーカウント顆粒水和剤	スピノサド
スワルスキーカブリダニ剤	スワルスキー	スワルスキーカブリダニ
スワルスキーカブリダニ剤	スワルスキープラス	スワルスキーカブリダニ
スワルスキーカブリダニ剤	システムスワルクん	スワルスキーカブリダニ
スワルスキーカブリダニ剤	スマホワイト	スワルスキーカブリダニ
ダイアモルア剤	コナガコン	ダイアモルア
タイリクヒメハナカメムシ剤	オリスターA	タイリクヒメハナカメムシ
タイリクヒメハナカメムシ剤	タイリク	タイリクヒメハナカメムシ
タイリクヒメハナカメムシ剤	トスパック	タイリクヒメハナカメムシ
タイリクヒメハナカメムシ剤	リクトップ	タイリクヒメハナカメムシ
タラロマイセス フラバス水和剤	タフパール	タラロマイセス フラバス
タラロマイセス フラバス水和剤	タフブロック	タラロマイセス フラバス
タラロマイセス フラバス水和剤	タフブロックSP	タラロマイセス フラバス
タラロマイセス フラバス水和剤	タフエイド	タラロマイセス フラバス
炭酸カルシウム水和剤	アブロン	炭酸カルシウム
炭酸カルシウム水和剤	クレフノン	炭酸カルシウム
炭酸カルシウム水和剤	クレント	炭酸カルシウム
炭酸カルシウム水和剤	ホホワイトコート	炭酸カルシウム
シナンセルア剤	スカシバコンL	シナンセルア
チチュウカイツヤコバチ剤	ベミパール	チチュウカイツヤコバチ
チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤	ハマキ天敵	チャハマキ顆粒病ウイルス
チリカブリダニ剤	スパイデックス	チリカブリダニ
チリカブリダニ剤	チリカ・ワーカー	チリカブリダニ
チリカブリダニ剤	チリガブリ	チリカブリダニ
チリカブリダニ剤	チリトップ	チリカブリダニ
デンブン水和剤	粘着くん水和剤	デンブン
トードリルア剤	ハマキコン-N	トードリルア
トリコデルマ アトロビリデ水和剤	エコホープ	トリコデルマ アトロビリデ
トリコデルマ アトロビリデ水和剤	エコホープDJ	トリコデルマ アトロビリデ
トリコデルマ アトロビリデ水和剤	エコホープドライ	トリコデルマ アトロビリデ
なたね油乳剤	ハツバ乳剤	なたね油
ナミテントウ剤	ナミトップ	ナミテントウ
ナミテントウ剤	ナミトップ20	ナミテントウ
ナミテントウ剤	テントップ	ナミテントウ2齢幼虫
パーティシリウム レカニ水和剤	マイコタール	パーティシリウム レカニ
パスツーリア ペネトランス水和剤	パストリア水和剤	パスツーリア ペネトランス
ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤	ハスモン天敵	ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス
バチルス シンプルクス水和剤	モミホープ水和剤	バチルス シンプルクス
バチルス ズブチリス水和剤	アグロケア水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	インプレッション水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	エコショット	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	セレナーデ水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	パイオワーク水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	バチスター水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	ポトキラー水和剤	バチルス ズブチリス
バチルス ズブチリス水和剤	パトピカ水和剤	バチルス ズブチリス
ハモグリミドリヒメコバチ剤	ミドリヒメ	ハモグリミドリヒメコバチ
バリオボラックス パラドクス水和剤	フィールドキーパー水和剤	バリオボラックス パラドクス
バリダマイシン液剤	バリダシンエアー	バリダマイシン
バリダマイシン液剤	バリダシン液剤	バリダマイシン
バリダマイシン液剤	バリダシン液剤5	バリダマイシン
バリダマイシン粉剤	バリダシン粉剤DL	バリダマイシン
ピーチフルア剤	シンクイコン-L	ピーチフルア
ビートアーミルア剤	ヨトウコン-S	ビートアーミルア
フォールウェブルア剤	ニトラー<アメシロ>	フォールウェブルア
ペキロマイセス テヌイペス乳剤	ゴツア	ペキロマイセス テヌイペス
ペキロマイセス フモソロセウス水和剤	ブリファード水和剤	ペキロマイセス フモソロセウス
ボーベリア バシアーナ剤	バイオリサ・マダラ	ボーベリア バシアーナ
ボーベリア バシアーナ剤	ボーベリアン	ボーベリア バシアーナ
ボーベリア バシアーナ剤	ボタニガードES	ボーベリア バシアーナ
ボーベリア ブロンニアティ剤	バイオリサ・カミキリ	ボーベリア ブロンニアティ
ポリオキシン水溶剤	ポリオキシンAL水溶剤	ポリオキシン
ポリオキシン水和剤	ポリオキシンAL水和剤	ポリオキシン
ポリオキシン乳剤	ポリオキシンAL乳剤	ポリオキシン
マシソ油エアゾル	ボルン	マシソ油
マシソ油乳剤	アタックオイル	マシソ油
マシソ油乳剤	エアータック乳剤	マシソ油
マシソ油乳剤	スピンドロン乳剤	マシソ油
マシソ油乳剤	スプレーオイル	マシソ油
マシソ油乳剤	トモノール	マシソ油

農薬の種類(50音順)	農薬通称	主な成分
マシン油乳剤	トモノールS	マシン油
マシン油乳剤	ハーベストオイル	マシン油
マシン油乳剤	マシン油乳剤95	マシン油
マシン油乳剤	ラビサンスプレー	マシン油
マシン油乳剤	機械油乳剤95	マシン油
マシン油乳剤	高度マシン95	マシン油
マシン油乳剤	特製スケルシン95	マシン油
ミヤコカブリダニ剤	スパイカルEX	ミヤコカブリダニ
ミヤコカブリダニ剤	ミヤコトップ	ミヤコカブリダニ
ミヤコカブリダニ剤	スパイカルプラス	ミヤコカブリダニ
ミヤコカブリダニ剤	ミヤコスター	ミヤコカブリダニ
ミヤコカブリダニ剤	システムミヤコくん	ミヤコカブリダニ
ミルベメクテン水和剤	コロマイト水和剤	ミルベメクテン
ミルベメクテン水和剤	ダニダウン水和剤	ミルベメクテン
ミルベメクテン乳剤	コロマイト乳剤	ミルベメクテン
ミルベメクテン乳剤	マツガード	ミルベメクテン
ミルベメクテン乳剤	ミルベノック乳剤	ミルベメクテン
ミルベメクテン乳剤	マツガードクイック	ミルベメクテン
メタルデヒド水和剤	マイキラー	メタルデヒド
メタルデヒド水和剤	マイキラーL	メタルデヒド
メタルデヒド水和剤	ナメックス液	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	スクミノン	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	スクミノン5	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	スネック粒剤	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	ナメキール	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	ナメキット	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	ナメクリーン	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	ナメックス	メタルデヒド
メタルデヒド粒剤	マイマイベレット	メタルデヒド
ヤマトクサカゲロウ剤	カゲタロウ	ヤマトクサカゲロウ
リトルア剤	フェロディンSL	リトルア
リトルア剤	ヨトウコン-H	リトルア
硫黄・銅水和剤	園芸ボルドー	硫黄
硫黄・銅水和剤	イデグリーン水和剤	硫黄
硫黄くん煙剤	硫黄粒剤	硫黄
硫黄粉剤	硫黄粉剤50	硫黄
硫黄粉剤	硫黄粉剤80	硫黄
還元澱粉糖化物液剤	あめんこ	還元澱粉糖化物
還元澱粉糖化物液剤	ベニカマイルドスプレー	還元澱粉糖化物
還元澱粉糖化物液剤	ベニカマイルド液剤	還元澱粉糖化物
還元澱粉糖化物液剤	キモンブロック液剤	還元澱粉糖化物
混合生薬抽出物液剤	アルムグリーン	混合生薬抽出物
脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤	ダブルシューターSE	テカマイルオクタノールグリセロール、スピノサド*
脂肪酸グリセリド乳剤	アーリーセーフ	脂肪酸グリセリド
脂肪酸グリセリド乳剤	アーリーセーフスプレー	脂肪酸グリセリド
脂肪酸グリセリド乳剤	ガーデンアシストパームスプレー	脂肪酸グリセリド
脂肪酸グリセリド乳剤	サンクリスタル乳剤	脂肪酸グリセリド
水和硫黄剤	イオウフロアブル	硫黄
水和硫黄剤	カジランSフロアブル	硫黄
水和硫黄剤	クムラス	硫黄
水和硫黄剤	コロナフロアブル	硫黄
水和硫黄剤	サルファーゾル	硫黄
生石灰	ボルドー液用生石灰	生石灰
生石灰	ボルドー液用粉末生石灰	生石灰
生石灰	農薬用(ボルドー液用)粉末生石灰	生石灰
生石灰	農薬用生石灰	生石灰
石灰硫黄合剤	石灰硫黄合剤	石灰硫黄合剤
炭酸水素カリウム水溶剤	カリグリーン	炭酸水素カリウム
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	ジーファイン水和剤	炭酸水素ナトリウム
炭酸水素ナトリウム水溶剤	ハーモメイト水溶剤	炭酸水素ナトリウム
調合油乳剤	サフオイル乳剤	調合油
銅水和剤	KBW(ケービーダブル)	銅
銅水和剤	Zボルドー	銅
銅水和剤	クブラビットホルテ	銅
銅水和剤	グリーンドクター II	銅
銅水和剤	コサイド3000	銅
銅水和剤	コサイドDF	銅
銅水和剤	コサイドボルドー	銅
銅水和剤	サンボルドー	銅
銅水和剤	ドイツボルドーA	銅
銅水和剤	ドイツボルドーDF	銅
銅水和剤	ビティグラン水和剤	銅
銅水和剤	ベニドー水和剤	銅
銅水和剤	ポテガードDF	銅

農薬の種類(50音順)	農薬通称	主な成分
銅水和剤	ボルドー	銅
銅水和剤	ICボルドー412	銅
銅水和剤	ICボルドー48Q	銅
銅水和剤	ICボルドー66D	銅
銅水和剤	野菜類種子消毒用ドイツボルドー	銅
銅水和剤	クプロザードフロアブル	銅
銅水和剤	クプロシールド	銅
銅水和剤	キュプロフィックス40	銅
銅水和剤	ムッシュボルドー	銅
銅粉剤	Zボルドー粉剤DL	銅
銅粉剤	撒粉ボルドー粉剤DL	銅
二酸化炭素くん蒸剤	NT炭酸ガス	二酸化炭素
二酸化炭素くん蒸剤	エキカ炭酸ガス	二酸化炭素
二酸化炭素くん蒸剤	くん蒸用炭酸ガス	二酸化炭素
二酸化炭素くん蒸剤	炭酸ガス	二酸化炭素
非病原性エルビニア カロトボローラ水和剤	エコメイト	非病原性エルビニア カロトボローラ
非病原性エルビニア カロトボローラ水和剤	バイオキパー水和剤	非病原性エルビニア カロトボローラ
除虫菊乳剤	ガーデントップ	ピレトリン
除虫菊乳剤	除虫菊乳剤3	ピレトリン
硫酸銅	蛇の目粉状丹礬	硫酸銅
硫酸銅	硫酸銅	硫酸銅
硫酸銅	硫酸銅(粉)	硫酸銅
硫酸銅	硫酸銅(粉状)	硫酸銅
磷酸第二鉄粒剤	スラゴ	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	ナメクジキラーFエース	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	ナメクジ退治	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	ナメール	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	フェラモール	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	スクミンベイト3	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	スラゴX	磷酸第二鉄
磷酸第二鉄粒剤	スクミンブルー	磷酸第二鉄

# 青森県特別栽培農産物認証 表示規程

## 青森県特別栽培農産物認証表示規程

青森県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）に基づく認証票の種類、規格、表示方法、管理等については、次のとおりとする。

### 第1 認証票の種類及び規格

- 1 認証票の種類及び規格は別記1のとおりとする。
- 2 認証票は、特別栽培農産物の1種類とする。

### 第2 表示方法

- 1 認証票の表示は、原則としてシールによることとする。
- 2 農作物の形態や販売方法等により、シール以外の方法による表示が適当である場合は、知事の下承を得て他の方法で表示することができるものとする。
- 3 認証票の表示は農産物個々又は最終消費者へ販売するときの容器別の単体とする。

ただし、認証農産物としての最終消費者を特定でき、当該消費者から単体表示でないことについて了解が得られている場合は箱表示等もできるものとする。

- 4 認証農産物には、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく表示を併用するものとする。（別記2の表示例参照）
- 5 認証農産物等のみを販売するコーナー等において、ガイドラインに定められた一括表示事項及び一括表示とは別にする事項をパネル等により消費者に対して表示するときは、認証農産物への表示は認証票の貼付のみで足りる。

### 第3 作成申込み

認証を受けた者は、第4に規定する県の指定する団体に認証票の作成を申し込むものとする。

### 第4 認証票の作成及び配付を行う団体の指定

県は、認証票の作成及び配付業務を、県が指定する団体（以下「指定団体」という。）に行わせる。

## 第5 認証票の管理

- 1 認証を受けた者は、作成又は配付された認証票の使用状況を記録し、適正に管理しなければならない。
- 2 認証を受けた者は、認証票の使用記録を要綱第15に基づく実績報告をした日から3年間保管しなければならない。
- 3 使い残した認証票は、県の指示に従って、管理又は廃棄するものとする。

## 第6 経費負担

- 1 認証を受けた者は、認証票の作成及び配付に要する費用（事務費を含む。）について指定団体の指示により支払うものとする。
- 2 既に支払われた認証票の作成及び配付に要する費用は返還しないものとする。

## 第7 その他

この規程に定めるもののほか、特別栽培農産物認証票に関して必要な事項は別に定めるものとする。

## 付則

- 1 この規程は平成11年6月15日から施行する。
- 2 平成13年12月12日の改正は、同日から適用する。
- 3 平成15年11月4日の改正は、平成16年4月以降に収穫される農産物から適用する。

(別記1)

## 特別栽培農産物の認証票

大：縦60mm×横80mm

中：縦35mm×横45mm

小：縦20mm×横25mm

(大)



(中)



(小)



(別記2)

## 青森県特別栽培農産物の表示について

- 1 「農林水産省新ガイドライン表示」、「節減対象農薬の使用状況」は、必ず表示する。
- 2 「節減対象農薬の使用状況」の使用資材名は、有効成分 を記載する。

(表示例)



①青森県認証票

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：青森県地域比〇割減	
化学肥料（窒素成分）：青森県地域比〇割減	
-----	
栽培責任者：（氏名、住所、連絡先）	
確認責任者：（氏名、住所、連絡先）	
精米確認者：（氏名、住所、連絡先）	

②ガイドライン  
で定められた  
一括表示事項

ガイドライン  
に基づく表示

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	回数・量
〇〇〇〇〇	殺菌	1回
△△△△△	殺虫	2回
□□□□□	除草	1回

③ガイドライン  
で定められた  
一括表示事項  
とは別に表示

【参考：認証票シール申込様式】

年 月 日

公益社団法人 青森県物産振興協会長 殿

申請者名  
住 所 〒  
電話番号（自宅）  
〃 （携帯電話）  
認証品目  
認証番号 年 月 日 農水第 号

### 年度青森県特別栽培農産物 認証票シール作成申込（注文）書

青森県特別栽培農産物認証要綱第12第3項及び青森県特別栽培農産物認証表示規程第3の規定に基づき、下記のとおり認証票シールの作成を申し込みます。

記

シールの必要枚数	シートの申込枚数	シートの規格
大 枚	枚	認証票大シール10枚綴り
中 枚	枚	認証票中シール20枚綴り
小 枚	枚	認証票小シール50枚綴り
	合計 枚	

※シートの単価は大・中・小いずれも1シート32円です。

シールはシート単位での注文になります（バラでは販売していません）。

#### （ 添 付 資 料 ）

農林水産事務所長から通知された  
「青森県特別栽培農産物認証通知書」の写し（コピー）を送付します。

（連絡事項）

公益社団法人青森県物産振興協会  
〒030-0801  
青森市新町1丁目2-18 青森商工会議所会館3階  
電 話：017-777-4616  
FAX：017-777-4620

# 青森県特別栽培農産物認証 制度に係る事務処理について

## 青森県特別栽培農産物認証制度に係る事務処理について

平成13年	1月10日	制定
平成13年	12月12日	改正
平成15年	11月4日	改正
平成16年	5月12日	改正
平成16年	11月4日	改正
平成17年	3月31日	改正
平成18年	6月7日	改正
平成18年	11月8日	改正
平成19年	4月25日	改正
平成19年	8月2日	改正
平成21年	7月3日	改正
平成28年	1月7日	改正
令和3年	2月26日	改正
令和6年	5月15日	改正
令和7年	4月14日	改正

青森県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）に基づく認証制度の円滑な運営を図るため、特別栽培農産物の認証に係る事務について次のように取扱うものとする。

- 1 要綱第6第5項の規定に基づき農林水産事務所長が他の農林水産事務所長から意見を求めるときは、様式1によるものとする。
- 2 要綱第6第5項の規定に基づき他の農林水産事務所長が申請を受け付けた農林水産事務所長へ意見書を提出するとき、様式2によるものとする。
- 3 要綱第6第6項の規定による通知は様式3のその1、その2によるものとし、農林水産事務所長は様式3のその3、その4により承認者等一覧を農産園芸課、関係市町村に送付するものとする。
- 4 要綱第8第3項の規定に基づく計画変更の承認の適否は様式4のその1、その2により通知するものとし、農林水産事務所長は様式4のその3、その4、その5により農産園芸課、関係市町村に通知の写しを送付するものとする。

なお、農林水産事務所長は、急を要する変更申請については、申請者から報告を受けて、その対応を指示するものとする。

また、使用資材の計画変更申請は、事後でも認めることとするが、認証申請時までに変更承認を終えるものとする。

- 5 要綱第9第5項の規定に基づき農林水産事務所長が他の農林水産事務所長から調査指導の結果報告を求めるときは、様式5によるものとする。
- 6 要綱第9第5項の規定に基づき農林水産事務所長が作成する調査指導結果報告は様式6のその1によるものとし、他の農林水産事務所長が調査指導の結果報告を提出するときは様式6のその2によるものとする。
- 7 要綱第11の規定による通知は様式7のその1、その2、その3によるものとし、農林水産事務所長は様式7のその4、その5、その6により農産園芸課、関係市町村に通知の写しを送付するものとする。
- 8 要綱第13第1項の規定による通知は様式8のその1によるものとし、農林水産事務所長は様式8のその2、その3により通知の写しを農産園芸課、関係市町村に送付するものとする。
- 9 農林水産事務所長は、要綱第14の事故発生報告書の写しを様式9により農産園芸課に送付するものとする。
- 10 農林水産事務所長は、要綱第15の実績報告書の写しを様式10により農産園芸課に送付するものとする。
- 11 その他事務取扱に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

平成17年3月31日の改正は、平成17年4月1日から施行するものとする。

平成21年7月3日の改正は、平成21年7月3日から施行するものとする。

平成22年7月30日の改正は、平成22年7月30日から施行するものとする。

平成28年1月7日の改正については、平成28年3月以降栽培の始まる作物から適用する。

令和3年2月26日の改正については、令和3年第2回申請から適用する。

令和6年5月15日の改正については、令和6年第2回申請から適用する。  
令和7年4月14日の改正については、令和7年第2回申請から適用する。

様式 1

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画への意見について

このことについて、別紙のとおり貴管内に所在するほ場（精米施設）について申請があったので、青森県特別栽培農産物認証要綱第6第5項の規定に基づき、貴部の意見書を提出してください。

記

- 1 該当申請者数
- 2 該当申請者概要  
別紙該当申請者一覧のとおり
- 3 申請計画書の写し  
別紙のとおり

(別紙)

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画承認該当申請者一覧

No.	申請者名 (団体の場合は団体名、 代表者名)及び住所	貴管内ほ場 (精米施設) の所在地及び 生産者氏名 (施設名)	作物名 (品種名)	農薬等使用区分	対象面積 (対象数量) a(t,kg)	備考
				[農薬]  [化学肥料]		

様式2（他の農林水産事務所長が意見書を作成する場合）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画承認申請に関する意見書

年 月 日付け〇〇〇第 号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

1 申請者及び申請作物

申請者名			
申請者住所			
作物名(作型)			
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
栽培責任者		精米責任者	
確認責任者		精米確認者	

2 意見（行政的取組み及び総合意見に関することを主体に記入）

生産内容等 (精米内容等)	(○ほ場条件 ○農薬、肥料、土壌改良資材等の使用状況 ○収量、単収 等について記入する。)  (精米流通計画については、当該施設の状況などについて記載する。)
その他	生産内容等（精米内容等）以外で認証に係る事項があれば記載する。 (必要に応じて農協等から聴取した意見や状況等も記述すること)
総合意見	

申請者毎に記載する（複数の申請の場合、記載事項の1以下を申請者毎に別様にする）。

様式3（その1）（申請者への計画承認用）

文 書 番 号  
年 月 日

（申請者） 殿

〇〇農林水産事務所長 印

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画について

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、下記内容について承認します。

なお、承認を受けた計画について、その内容を変更しようとするときは、青森県特別栽培農産物認証要綱第8第3項の規定に基づき、事前に計画変更申請書により承認を受けてください。

（生産流通計画の場合）

また、生産ほ場へは、青森県特別栽培農産物認証要綱第16第8項の規定に基づき、同要綱様式10による看板を設置してください。

記

承認計画内容

申請計画書のとおり

※申請内容の一部（複数の認証区分がある場合、一方を否認する場合）を否認する場合はその旨記載する。

注）本計画承認は、生産計画を承認するものであり、申請された作物が特別栽培農産物であることを認証するものではないので注意してください。

様式3（その2）（申請者への計画否認用）

文 書 番 号  
年 月 日

（申請者） 殿

〇〇農林水産事務所長 印

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画について

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記により承認できないので通知  
します。

記

様式3（その3）（農産園芸課への通知）

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇農林水産事務所長  
（公印省略）

年 第 回（ 年産）青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画  
の承認者等について

このことについて、別添の承認者等一覧のとおり承認したので、承認申請書の写しを送付します。

※ 承認申請書すべての写し（両面コピー）をクリップ留めして添付

様式3（その4）（市町村長への通知）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年 第 回（ 年産）青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画  
の承認者等について

このことについて、別添の承認者等一覧のとおり承認したので通知します。

## 1 生産流通計画承認者等一覧

### 青森県特別栽培農産物 年 第 回生産流通計画承認者等一覧(令和 年 月以降栽培開始作物)

番号	枝番	地域名	市町村名	申請者名	作物名	農薬	肥料	生産者数	申請面積(a)	申請区場数(筆、棟数)	生産量(kg)	出荷量(kg)	承認日	郵便番号	住所	電話	情報提供
1	1	東青	青森市	長島一郎	水稲	節農5	化不	3	90.0	3	4500	4500	R3.1.25	030-8570	青森市長島1-1-1	000-000-0000	○
2	2					農不	化不										
3	3					節農不	化不										
4	4					農不	化5										
5	5					節農5	化不										
6	6					節農不	化5										
7	7					節農5	化5										
8	8																
9	9																
10	10																
合計								3	90.0		4500	4500					

## 2 精米流通計画承認者等一覧

### 青森県特別栽培農産物 年 第 回精米流通計画承認者等一覧

番号	枝番	地域名	市町村名	申請者名	産地名(市町村名)	生産者名	農薬	肥料	品種	玄米交付数量(t)	精米後数量(t)	承認日	申請者			
													郵便番号	住所	電話	情報提供
1	1	東青	青森市	長島一郎	青森市	長島一郎	節農5	化不	つがるロマン	1500	1425	R3.4.25	030-8570	青森市長島1-1-1	000-000-0000	○
	2				青森市	農業太郎	節農5	化不	まっしぐら	1500	1425					
	3				青森市	福祉次郎	節農5	化不	つがるロマン	1500	1425					
	2						農不	化不								
	2						節農不	化不								
	3						農不	化5								
	3						節農5	化不								
	2						節農不	化5								
	3						節農5	化5								
	4															
合計										4500	4275					

様式4（その1）（申請者への計画変更承認用）

文 書 番 号  
年 月 日

（申請者） 殿

〇〇農林水産事務所長 印

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画変更承認通知

年 月 日付けで計画変更申請のあった生産（精米）流通計画について、青森県特別栽培農産物認証要綱第8第3項の規定に基づき、申請のとおり承認します。

注）本計画承認は、生産計画を承認するものであり、申請された作物が特別栽培農産物であることを認証するものではないので注意してください。

様式4（その2）（申請者への計画変更否認用）

文 書 番 号  
年 月 日

（申請者） 殿

〇〇農林水産事務所長 印

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画変更について

年 月 日付けで計画変更申請のあった生産（精米）流通計画について、下記により認められないので、通知します。

記

様式4（その3）（農産園芸課への承認通知）

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画変更について

年 月 日付けで〇〇〇〇から申請のあったこのことについて、青森県特別栽培農産物認証要綱第8第3項の規定に基づき、別添写しのとおり承認したので通知します。

<変更内容>

別添の計画変更申請書（写）のとおり

様式4（その4）（市町村長への承認通知）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇農林水産事務所長  
（公印省略）

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画変更について

年 月 日付けで〇〇〇〇から申請のあったこのことについて、青森県特別栽培農産物  
認証要綱第8第3項の規定に基づき、別添写しのとおり承認したのでお知らせします。

様式4（その5）（農産園芸課への否認通知）

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇農林水産事務所長  
（公印省略）

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）流通計画変更について

年 月 日付けで〇〇〇〇から申請のあったこのことについて、別添写しのとおり承認しないこととしたので通知します。

<変更内容>

別添の計画変更申請書（写）のとおり

〇〇農林水産事務所長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年産青森県特別栽培農産物生産（精米）認証申請に係る  
現地調査指導結果報告について

このことについて、別紙のとおり貴管内に所在するほ場（精米施設）について申請があったので、青森県特別栽培農産物認証要綱第9第5項の規定に基づく現地調査を実施し、報告書を提出してください。

記

- 1 該当申請者数
- 2 該当申請者概要  
別紙該当申請者一覧のとおり
- 3 認証申請書の写し  
別紙のとおり

(別紙)

年産青森県特別栽培農産物認証該当申請者一覧

No.	申請者名 (団体の場合は団体名、 代表者名)及び住所	貴管内ほ場 (精米施設) の所在地及び 生産者氏名 (施設名)	作物名 (品種名)	農薬等使用区分	対象面積 (対象数量) a(t,kg)	備考
				[農薬]  [化学肥料]		

様式6（その1）（認証申請を受け付けた農林水産事務所長が調査指導結果報告書を作成する場合）

特別栽培農産物認証申請に関する調査指導結果報告

機関名：

1 申請者及び申請作物

申請者名			
申請者住所			
作物名(作型)			
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
栽培責任者		精米責任者	
確認責任者		精米確認者	

2 調査指導結果

調査指導 年月日	
調査指導者	
現地調査 指導結果	<p>(○栽培管理状況 栽培管理結果 記録簿の有無及び記録状況 ほ場看板の設置状況 ○現地調査指導した状況 等について記入する。)</p> <p>(精米申請に関する調査指導については、施設及び精米体制が認証された玄米を他の玄米と区別して精米、出荷できる状況にあるかどうか に特に留意して記入する。)</p>
その他	(必要に応じて農協等から聴取した意見や状況等も記述すること。)
総合意見	

注) 申請者毎に記載する(複数の申請の場合、記載事項の1以下を申請者毎に別様にする)。

様式6（その2）（他の農林水産事務所長が調査指導結果報告書を作成する場合）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

特別栽培農産物認証申請に関する調査指導結果報告

年 月 日付け〇〇〇第 号で依頼のあったこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 申請者及び申請作物

申請者名			
申請者住所			
作物名(作型)			
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
栽培責任者		精米責任者	
確認責任者		精米確認者	

2 調査指導結果

調査指導 年月日	
調査指導者	
現地調査 指導結果	<p>(○栽培管理状況：栽培管理結果、記録簿の有無及び記録状況、ほ場看板の設置状況、○現地調査指導した状況等について記入する。)</p> <p>(精米申請に関する調査指導については、施設及び精米体制が認証された玄米を他の玄米と区別して精米、出荷できる状況にあるかどうか特に留意して記入する。)</p>
その他	(必要に応じて農協等から聴取した意見や状況等も記述すること。)
総合意見	

注) 申請者毎に記載する(複数の申請の場合、記載事項の1以下を申請者毎に別様にする)。

様式7（その1）（生産認証通知用）

文 書 番 号

年 月 日

（申請者）殿

〇〇農林水産事務所長 印

年産青森県特別栽培農産物生産認証通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、青森県特別栽培農産物認証要綱第11の規定に基づき、認証します。

記

1 認証内容

区 分	1	2	3
生産流通計画承認年月日			
作物名			
農薬等使用区分	農薬： 化学肥料：		
生産者数	人		
栽培面積	a		
栽培ほ場数	筆		
出荷数量	t、kg		

2 認証票使用許可条件

3 認証農産物の販売方法

4 認証票の表示方法

5 認証票の作成枚数

規格別枚数記入

6 その他（認証事項変更及び認証再申請の場合）

〇〇年〇月〇日付け△△△第 号で認証した内容についての変更申請に対する認証である。

注1）認証票の作成に際しては、県が定めた方法により本通知書を提示し、上記指定枚数の範囲内で作成してください。

2）特別栽培農産物のお荷販売に当たっては、認証票及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく表示が必要です。

3）認証後、1年以内に、認証要綱に基づく「実績報告届」を提出してください。

なお、お荷等に1年以上の期間を要する場合、販売・お荷実績、精米実績、認証票使用実績は、認証後12ヵ月目の月までの実績を報告してください。

様式7（その2）（精米認証通知用）

文 書 番 号

年 月 日

（申請者） 殿

〇〇農林水産事務所長 印

年産青森県特別栽培農産物精米認証通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、青森県特別栽培農産物認証要綱第11の規定に基づき、認証します。

記

1 認証内容

区 分	1	2	3
精米流通計画承認年月日			
産地名			
生産者名			
農薬等使用区分	農薬： 化学肥料：		
品種名			
玄米受付量			
精米生産量	t		

2 認証票使用許可条件

3 認証票の表示方法

4 認証票の作成枚数

規格別枚数記入

注1) 認証票の作成に際しては、県が定めた方法により本通知書を提示し、上記指定枚数の範囲内で作成してください。

2) 特別栽培農産物の出荷販売に当たっては、認証票及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく表示が必要です。

3) 認証後、1年以内に、認証要綱に基づく「実績報告届」を提出してください。

なお、出荷等に1年以上の期間を要する場合、販売・出荷実績、精米実績、認証票使用実績は、認証後12ヵ月目の月までの実績を報告してください。

様式7（その3）（認証否認通知用）

文 書 番 号  
年 月 日

（申請者） 殿

〇〇農林水産事務所長 印

年産青森県特別栽培農産物の認証について

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記により認証できないので通知  
します。

記

様式7（その4）（農産園芸課への認証通知）

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年産青森県特別栽培農産物の認証について

年 月 日付けで〇〇〇〇から申請のあったことについて、青森県特別栽培農産物認証要綱第11の規定に基づき、別添写しのとおり認証したので通知します。

- ※ 生産流通の場合は、「様式7（その1）（生産）認証通知書」及び栽培管理状況報告（様式1の別紙5、但し、計画時と変更のない場合は不要）を添付
- ※ 精米流通の場合は、「様式7（その2）（精米）認証通知書」の写しを添付

様式7（その5）（市町村への認証通知）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年産青森県特別栽培農産物の認証について

年 月 日付けで〇〇〇〇から申請のあったことについて、青森県特別栽培農産物認証要綱第11の規定に基づき、別添写しのとおり認証したのでお知らせします。

- ※ 生産流通の場合は、「様式7（その1）（生産）認証通知書」及び栽培管理状況報告（様式1の別紙5、但し、計画時と変更のない場合は不要）を添付
- ※ 精米流通の場合は、「様式7（その2）（精米）認証通知書」の写しを添付

様式7（その6）（農産園芸課への否認通知）

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇農林水産事務所長  
（公印省略）

年産青森県特別栽培農産物の認証について

年 月 日付けで〇〇〇〇から申請のあったこのことについて、青森県特別栽培農産物認証要綱第11の規定に基づき、別添写しのとおり認証しないこととしたので通知します。

※ 「様式7（その3）（認証否認）通知書」の写しを添付（認証申請書の写しは不要）。

様式8（その1）（認証者への認証取消通知用）

文 書 番 号  
年 月 日

（申請者） 殿

〇〇農林水産事務所長 印

年産青森県特別栽培農産物認証取消通知

年 月 日付け〇〇〇第 号で認証したこのことについて、青森県特別栽培農産物認証要綱第13第1項の規定に基づき認証を取り消すので、認証票の使用を中止してください。

様式8（その2）（農産園芸課への通知）

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇農林水産事務所長  
（公印省略）

年産青森県特別栽培農産物の認証取消について

年 月 日付け〇〇〇第 号で認証した案件について、青森県特別栽培農産物認証要  
綱第13第1項の規定に基づき、別添写しのとおり認証を取り消したので通知します。

※ 「様式8（その1）認証取消通知」の写しを添付

様式8（その3）（市町村への通知）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年産青森県特別栽培農産物の認証取消について

年 月 日付け〇〇〇第 号で〇〇〇〇を認証した案件について、青森県特別栽培農産物認証要綱第13第1項の規定に基づき、別添写しのとおり認証を取り消したのでお知らせします。

※ 「様式8（その1）認証取消通知」の写しを添付

様式 9

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年産青森県特別栽培農産物事故発生報告について

年 月 日付け〇〇〇第 号で認証した案件について、青森県特別栽培農産物認証要綱第 1 4 の規定に基づき、別紙のとおり報告があったので写しを送付します。

記

- 1 事故等の内容  
別紙事故発生報告
- 2 指導内容等

様式10

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産部長 殿

〇〇農林水産事務所長  
(公印省略)

年産青森県特別栽培農産物実績報告について

年 月 日付け〇〇〇第 号で認証した案件について、青森県特別栽培農産物認証要綱第15の規定に基づき、別紙のとおり報告があったので写しを送付します。

※ 要綱の「様式9（第15関係）実績報告書」と関係書類の「実績報告書」のうち1の実績報告概要の写しを添付（2の実績報告内容の書類の写しは不要）

青森県特別栽培農産物の  
残留農薬分析検査事務要領

## 青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領

平成 11 年 10 月 1 日制定  
平成 13 年 1 月 10 日改正  
平成 13 年 12 月 12 日改正  
平成 15 年 11 月 4 日改正  
平成 16 年 5 月 12 日改正  
平成 17 年 3 月 31 日改正  
平成 18 年 6 月 7 日改正  
平成 19 年 4 月 25 日改正  
平成 20 年 4 月 28 日改正  
平成 19 年 4 月 25 日改正  
平成 20 年 4 月 28 日改正  
平成 21 年 9 月 30 日改正  
平成 23 年 3 月 1 日改正  
平成 25 年 12 月 4 日改正  
平成 28 年 1 月 7 日改正  
令和 3 年 2 月 26 日改正  
令和 6 年 5 月 15 日改正  
令和 7 年 4 月 14 日改正

青森県特別栽培農産物認証要綱第 9 第 3 項の規定により提供された分析試料の残留農薬の検査については、次のとおり行うものとする。

### 第 1 検査対象農産物の選定、通知

- 1 農産園芸課長は、検査対象農産物の種類及び計画の承認を受けた者（以下「承認者」という。）とその生産ほ場を選定し、別紙 1 により、農林水産事務所に通知する。
- 2 農林水産事務所長は、別紙 2 により、検査対象農産物について、承認者に通知する。

### 第 2 分析検査試料採取

- 1 農産園芸課長は、検査対象農産物の分析日程、検査項目等について、分析検査

業務を受託した分析検査機関（以下「分析検査機関」という。）と協議し、農林水産事務所と搬入期日を調整する。

- 2 農林水産事務所長は、検査対象農産物について承認者から認証申請があったときは、その承認者と協議のうえ採取期日を決定する。
- 3 農林水産事務所長は、別紙3の1及び別紙3の2により、分析検査機関への搬入期日、搬入方法を農産園芸課長及び分析検査機関の長に通知する。
- 4 分析試料の採取に当たっては、農林水産事務所が承認者等の当該ほ場で、標準的、かつ、出荷に供する状態と同等の試料を採取する。  
また、当該ほ場と同一に認証申請している他のほ場がある場合で、当該ほ場と他のほ場の農産物が区別なく収穫、調製等が行われる場合（米や麦など複数ほ場で一斉収穫・乾燥・調製される場合）は、その一体となった状態の中から、標準的、かつ、出荷に供する状態と同等の試料を採取する。
- 5 採取する分析試料の量は、別表に定める量とする。
- 6 採取した分析試料は、農林水産事務所が分析検査機関へ搬入する。

### 第3 分析及び報告

- 1 検査対象農産物の分析は、分析検査機関が行う。
- 2 分析検査機関の長は、別紙4により、農産物の分析検査が終わり次第、分析結果に食品衛生法で定める食品に残留する農薬の基準値（以下残留基準値）の適否を附して、速やかに農産園芸課長に報告する。
- 3 農産園芸課長は、報告された分析結果が認証申請の内容と同じであり、認証基準値及び残留基準値以下で認証に適格な場合、別紙5により、農林水産事務所長に通知する。
- 4 農林水産事務所長は、分析結果の通知があったときは、別紙6により、承認者に通知する。

### 第4 認証に不適合な場合の取扱い

- 1 農産園芸課担当者は、第3の2による分析結果が認証申請の内容と異なる場合や、認証基準値又は残留基準値を超過した場合、農林水産事務所担当者に対して、メール又は電話で別紙7の内容を速やかに通知し、生産者の農薬の散布状況等を調査し、処理方針を決定の上、報告するよう依頼する。
- 2 農林水産事務所長は、別紙8により、1による調査の結果及び処理方針を農産園芸課長に報告する。
- 3 農林水産事務所長は、別紙9により、承認者に通知する。

- 4 農林水産事務所は、必要に応じて要綱第 13 の規定に基づき認証の取消し等を行うものとする。

附 則

- 1 平成 17 年 3 月 31 日の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 2 平成 23 年 3 月 1 日の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 3 平成 25 年 12 月 4 日の改正は、平成 25 年 12 月 4 日から施行するものとする。
- 4 平成 28 年 1 月 7 日の改正については、平成 28 年 3 月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 5 令和 3 年 2 月 26 日の改正については、令和 3 年 4 月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 6 令和 6 年 5 月 15 日の改正については、令和 6 年 4 月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 7 令和 7 年 4 月 14 日の改正については、令和 7 年 4 月以降栽培の始まる作物から適用する。

別表

農産物名	数 量	農産物名	数 量
りんご	12 個 (4 kg)	すいか	5 kg
ながいも	5 本 (2 kg)	えだまめ	1 kg
水稲	玄米 1 kg	かぼちゃ	2 kg
小麦	玄麦 1 kg	はくさい	5 kg
大豆	1 kg	やまのいも	2 kg
小豆	1 kg	なす	2 kg
そば	脱穀した種子 1 kg	ほうれんそう	1 kg
なたね	種子 1 kg	アスパラガス	1 kg
にんにく	1 kg	スイートコーン	1 kg
ごぼう	2 kg	こかぶ	5 kg
だいこん	5 kg	さやいんげん	1 kg
にんじん	2 kg	いちご	1 kg
ばれいしょ	2 kg	ぶどう	1 kg
キャベツ	5 kg	おうとう	1 kg
レタス	5 kg	なし	2 kg
ねぎ	1 kg	もも	2 kg
トマト	2 kg	プルーン	1 kg
きゅうり	2 kg	カシス	1 kg
ピーマン	1 kg		
メロン	5 kg		
ブロッコリー	2 kg		

上記以外の農産物の数量については、農薬取締法第3条第2項の規定により定められた同条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農林省告示第346号）第1号イの環境庁長官の定める基準による。

別紙 1（第 1 の 1 関係）

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産事務所長 殿

農産園芸課長  
(公印省略)

青森県特別栽培農産物の分析対象農産物について

このことについて、下記のとおり選定したので、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第 1 の 1 に基づき通知します。

記

- 1 承認者名
- 2 生産者名
- 3 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 4 生産ほ場地番
- 5 対象農産物

※ 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化 5」、「節農不・化不」、「節農 5・化不」、「節農 5・化不」、「節農不・化 5」、「節農 5・化 5」と記載する（以下全様式共通）。

別紙 2（第 1 の 2 関係）

文 書 番 号  
年 月 日

（承認者） 殿

農林水産事務所長

青森県特別栽培農産物の分析対象農産物について

このことについて、下記のとおり選定したので、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第 1 の 2 に基づき通知します。

なお、試料採取日は、認証申請書の受理後に協議します。

記

- 1 生産者名
- 2 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 3 生産ほ場地番
- 4 対象農産物
- 5 試料採取 ○○農林水産事務所職員が、承認者又は生産者の立ち会いのもと、当該ほ場で、標準的、かつ、出荷に供する状態と同等の試料を採取します。
- 6 採取量 ○○k g（本、個等）

別紙 3 の 1 (第 2 の 3 関係)

文 書 番 号  
年 月 日

農産園芸課長 殿

農林水産事務所長  
(公印省略)

青森県特別栽培農産物の分析試料の搬入期日について

このことについて、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第 2 の 3 に  
基づき通知します。

記

- 1 承認者名
- 2 生産者名
- 3 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 4 生産ほ場地番
- 5 対象農産物
- 6 分析検査機関への搬入期日 月 日
- 7 搬入方法

別紙 3 の 2 (第 2 の 3 関係)

文 書 番 号  
年 月 日

分析検査機関の長 殿

農林水産事務所長

青森県特別栽培農産物の分析試料の搬入期日について

このことについて、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第 2 の 3 に  
基づき通知します。

記

- 1 県民局名
- 2 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 3 対象農産物
- 4 分析検査機関への搬入期日 月 日
- 5 搬入方法

別紙4（第3の2関係）

文 書 番 号  
年 月 日

農産園芸課長 殿

分析検査機関の長

青森県特別栽培農産物の残留農薬の分析結果について

このことについて、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第3の2に基づき報告します。

記

- 1 県民局名
- 2 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 3 対象農産物
- 4 分析検査機関への搬入期日 月 日
- 5 分析結果  
別添検査結果書のとおり

別紙5（第3の3関係）

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産事務所長 殿

農産園芸課長  
(公印省略)

青森県特別栽培農産物の残留農薬の分析結果について

このことについて、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第3の3に基づき通知します。

記

- 1 承認者名
- 2 生産者名
- 3 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 4 生産ほ場地番
- 5 対象農産物
- 6 分析検査機関への搬入期日 月 日
- 7 分析結果  
別添検査結果書（写）のとおり

（承認者） 殿

農林水産事務所長

青森県特別栽培農産物の残留農薬の分析結果について

このことについて、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第3の4に基づき通知します。

記

- 1 生産者名
- 2 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 3 生産ほ場地番
- 4 対象農産物
- 5 分析検査機関への搬入期日 月 日
- 6 分析結果  
別添検査結果書（写）のとおり

別紙 7 (第 4 の 1 関係)

件名：青森県特別栽培農産物の残留農薬分析対象農産物の栽培管理状況等調査について

農林水産事務所 青森県特別栽培農産物認証制度 担当者 様

このことについて、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第 4 の 1 に基づき、下記について調査し、処理方針を決定の上、報告してください。

記

- 1 承認者名
- 2 生産者名
- 3 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 4 生産ほ場地番
- 5 対象農産物
- 6 採取期日 月 日
- 7 分析検査機関への搬入期日 月 日
- 8 分析結果
- 9 不適格事由
- 10 調査事項
  - (1) 農薬の散布状況
  - (2) 隣接地の状況
  - (3) 管理状況
  - (4) 認証申請の内容と異なる理由又は基準値を超えた理由
  - (5) その他
- 11 処理方針

※ 1～9 は農産園芸課が記入し、農林水産事務所へ通知

農産園芸課 青森県特別栽培農産物認証制度 担当者

農産園芸課長 殿

農林水産事務所長  
(公印省略)

青森県特別栽培農産物の残留農薬分析対象農産物の  
栽培管理状況等調査結果について

このことについて、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第 4 の 2 に  
基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 承認者名
- 2 生産者名
- 3 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 4 生産ほ場地番
- 5 対象農産物
- 6 採取期日 月 日
- 7 分析検査機関への搬入期日 月 日
- 8 不適合事由
- 9 調査事項
  - (1) 農薬の散布状況
  - (2) 隣接地の状況
  - (3) 管理状況
  - (4) 認証申請の内容と異なる理由又は基準値を超えた理由
  - (5) その他
- 9 処理方針

（承認者） 殿

農林水産事務所長

青森県特別栽培農産物の残留農薬分析対象農産物に対する処理方針について

このことについて、青森県特別栽培農産物の残留農薬分析検査事務要領第 4 の 3 に  
基づき通知します。

記

- 1 生産者名
- 2 農薬等使用区分 農 薬：  
化学肥料：
- 3 生産ほ場地番
- 4 対象農産物
- 5 採取期日 月 日
- 6 分析検査機関への搬入期日 月 日
- 7 分析結果
- 8 不適格事由
- 9 処理方針

# 青森県特別栽培農産物認証制度 における認証対象作物追加等要領

# 青森県特別栽培農産物認証制度における認証対象作物追加等要領

平成17年	11月	10日	制定
平成18年	6月	7日	改正
平成19年	4月	25日	改正
平成21年	7月	28日	改正
平成23年	3月	1日	改正
令和3年	2月	26日	改正
令和6年	5月	15日	改正
令和7年	4月	14日	改正

青森県特別栽培農産物認証要綱（以下「認証要綱」という。）第5第1項に係る認証対象作物の追加及び認証基準値の見直しについては、次のとおりとする。

## 第1 要望の提出

農林水産事務所長は、生産者等から認証対象作物の追加及び認証基準値の見直しの要望があった場合は、要望のあった作物の管内における慣行栽培状況を添付し、6月30日までに、別紙様式1により、農産園芸課長に報告する。

## 第2 慣行栽培状況の調査

1 農産園芸課長は、要望のあった作物について、県内の慣行栽培状況を把握するため、別紙様式2により、要望のあった地域以外の主な農林水産事務所長に慣行栽培状況の調査を依頼する。

なお、調査を依頼する地域については、農産園芸課長が農林水産政策課長と協議して決定する。

2 調査を依頼された地域の農林水産事務所長は、対象作物の管内における慣行栽培状況を調査し、別紙様式3により、農産園芸課長に報告する。

## 第3 慣行値等の作成

1 農産園芸課長は、慣行栽培状況調査の結果を取りまとめ、地方独立行政法人青森県産業技術センターの関係する研究所長と協議して、慣行値案及び認証基準値案を作成する。

2 農産園芸課長は、別紙様式4により、作成した慣行値案及び認証基準値案を農業団体、県関係機関に照会する。

3 慣行値案及び認証基準値案に対し意見等があった場合、農産園芸課長は、地方独立行政法人青森県産業技術センターの関係する研究所長とその取扱を協議する。

## 第4 認証要綱の改正

農産園芸課長は、認証対象作物の追加及び認証基準値の見直しを内容とした認証要綱の改正を行い、別紙様式5により、関係機関に通知する。

## 附 則

平成23年3月1日の改正は、平成23年4月1日から施行するものとする。

令和3年2月26日の改正は、令和3年4月1日から施行するものとする。

令和6年5月15日の改正は、令和6年5月15日から施行するものとする。

令和7年4月14日の改正は、令和7年4月14日から施行するものとする。

農産園芸課長 殿

農林水産事務所長  
(公印省略)

青森県特別栽培農産物認証制度における認証対象作物の追加等の要望について

このことについて、下記のとおり要望があったので、青森県特別栽培農産物認証制度における認証対象作物追加等要領第1に基づき報告します。

記

- 1 追加等要望作物  
(対象作物名)
- 2 慣行栽培状況  
別紙調査様式のとおり

(調査様式)

## 慣行栽培状況調査表

機関名

作物名

節減対象農薬の使用状況 (農薬成分回数)	化学肥料の使用状況 (窒素分量)
○ 種子 成分回数	○ 基肥 k g / 10 a
○ 育苗 成分回数	○ 追肥 k g / 10 a
○ ほ場 (除草剤含む) 成分回数	
<b>合計</b> 成分回数	<b>合計</b> k g / 10 a

注)

1. 管内の平均的な節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を記載してください。
2. 種子や育苗段階において農薬使用があれば、その成分回数も必ず記載してください。(購入種子に処理されている農薬についても記載してください。)
3. 節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の使用量の**根拠となった資料**(管内農協の防除暦や栽培農家の記録簿など)も、併せて提出してください。
4. その他特記事項、栽培管理に関する資料等がありましたら、参考として報告してください。

別紙2（第2の1関係）

文 書 番 号  
年 月 日

農林水産事務所長

農産園芸課長  
(公印省略)

青森県特別栽培農産物認証制度における追加等認証対象作物の  
慣行栽培状況調査について（依頼）

このことについて、青森県特別栽培農産物認証制度における認証対象作物追加等要  
領第2の1に基づき、下記のとおり調査し、報告してください。

記

- 1 調査対象作物  
（対象作物名）
  
- 2 調査内容  
別紙調査様式のとおり

別紙3（第2の2関係）

文 書 番 号  
年 月 日

農産園芸課長 殿

農林水産事務所長  
(公印省略)

青森県特別栽培農産物認証制度における追加等認証対象作物の  
慣行栽培状況調査について（報告）

このことについて、青森県特別栽培農産物認証制度における認証対象作物追加等要  
領第2の2に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 調査対象作物  
（対象作物名）
- 2 調査内容  
別紙調査様式のとおり

農業団体の長  
県関係機関の長 } 殿

青森県農林水産部農産園芸課長  
(公印省略)

青森県特別栽培農産物認証制度における追加等認証対象作物の  
慣行値案について（照会）

このことについて、下記のとおり作成したので、青森県特別栽培農産物認証制度における認証対象作物追加等要領第3の2に基づき、慣行値案に対する意見等を報告してください。

記

- 1 対象作物及び慣行値案  
(対象作物名) : (慣行値案)
  
- 2 回答内容  
別紙回答様式のとおり

(回答様式)

## 追加等認証対象作物の慣行値案に対する意見等

機関名

追加等認証対象作物の慣行値案については、

異存ありません。

どちらかを○で囲んでください。

意見は以下のとおりです。

**【意見等】** 「以下のとおりです」を選ばれた方は意見等を御記入ください。

関係機関の長 殿

青森県農林水産部農産園芸課長  
(公印省略)

青森県特別栽培農産物認証要綱の一部改正について

このことについて、下記のとおり改正されたのでお知らせします。

記

- 1 改正内容  
(対象作物及び慣行値等)
- 2 改正内容の取り扱い  
(改正内容の適用等)

# 生産流通計画承認申請書記載例

令和7年1月10日

東青農林水産事務所長 殿

(申請者)  
〒住所 030-8570 青森市長島1-1-1  
電話・FAX 017-734-0000 (FAX兼用)  
携帯電話 080-1234-□□□□  
メールアドレス itirou\_nagashima@△△△△  
氏名 青森県こだわり生産組合 印  
組合長 長島 一郎

令和7年産青森県特別栽培農産物生産流通計画承認申請書

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 申請計画概要(別紙1)
- 生産者一覧表(別紙2)
- 栽培責任者及び確認責任者届(別紙3)
- 作物・農薬等使用区分申請内容一覧表(別紙4)
- ほ場位置図(別紙5)
- 栽培管理計画(別紙6)
- 出荷計画(別紙7)
- 認証票使用計画(別紙8)
- 情報提供に係る承諾書(別紙9)

注) 添付した関係書類にチェックを入れること。

(別紙1)

申請計画（実績報告）概要

区 分	1	2	3	4
生産流通計画承認年月日 (認証申請時に記入)				
生産流通計画認証年月日 (実績報告時に記入)				
作物名	水稲			
農薬等使用区分 農 薬 化学肥料	節農5			
	化不			
生産者数(人)	3			
栽培面積(a)	90			
栽培ほ場数(筆、棟数)	3筆			
生産量(t、kg)	4.5t			
出荷量(t、kg)	4.0t			

注)

1. 「生産流通計画承認年月日」は認証申請時に記載し、「生産流通計画認証年月日」は実績報告時に記入する。
2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。
3. 出荷量には、自家消費分を含めない。
4. 区分の欄が不足する場合は適宜追加すること。

(別紙2)

生産者一覧表

No	生産者氏名	住所 (TEL)	経営耕地面積	特別栽培農産物 栽培経験の有無
1	長島 一郎	青森市長島1-1-1 (017-734-0000)	水田 10ha、樹園地 0ha 畑 1ha、牧草地 0ha 計 11ha (内借地 1ha)	有
2	農業 太郎	青森市△△ (017-△△△-△△△)	水田 1ha、樹園地 0ha 畑 2ha、牧草地 0ha 計 3ha (内借地 1ha)	有
3	福祉 次郎	青森市□□ (017-□□□-□□□)	水田 5ha、樹園地 0ha 畑 1ha、牧草地 0ha 計 6ha (内借地 2ha)	有
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		
		( - - )		

注) 農作業受委託面積は除く。

東青農林水産事務所長 殿

(栽培責任者)

〒住所 030-8570 青森市長島1-1-1

電話 017-734-0000

氏名 長島 一郎

(確認責任者)

〒住所 030-8570 青森市長島2-★

電話 017-734-★★★★

氏名 青森 三郎

令和7年産特別栽培農産物栽培責任者及び確認責任者届

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、特別栽培農産物の生産及び確認についてその責任者として届出します。

記

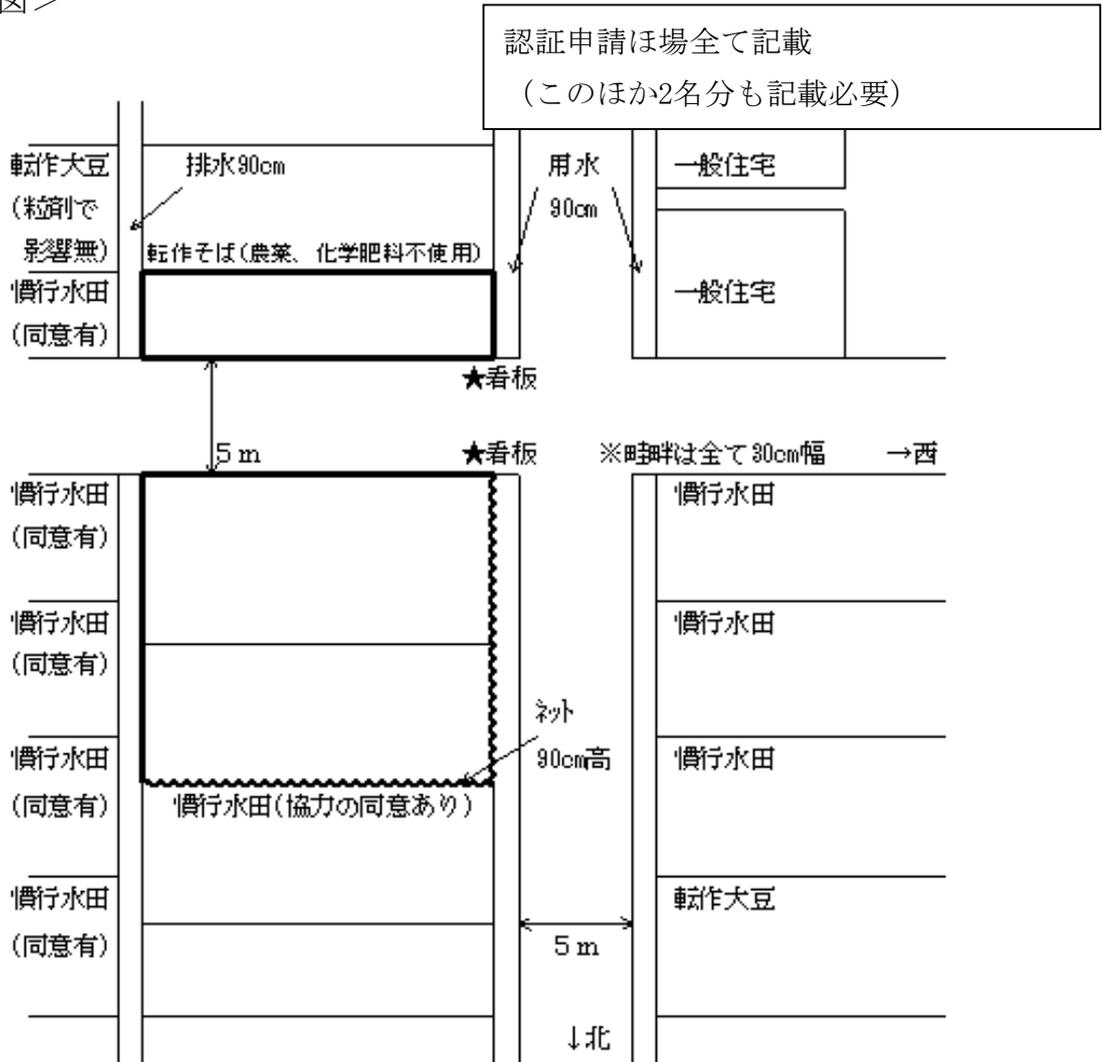
項目	栽培責任者の概要	確認責任者の概要
1 職業及びその概要 (組織に所属するものはその所属と役職名等を記入)	農業 青森県こだわり生産組合長	長島地域農事振興会指導員
2 特別栽培農産物栽培経験等	農薬5割以下、化学肥料5割以下で3年	農薬不使用・化学肥料不使用で5年
3 認証申請者との関係	本人(組合長)	組合の生産技術指導を行っている。
4 その他		



ほ場位置図

作物名	水稻	農薬等使用区分	農薬：節農5 化学肥料：化不		
生産者氏名	長島一郎	栽培ほ場所在地	青森市長島〇-□-△	栽培面積	30 a
看板設置予定		2箇所			

<位置図>



- 注) 1. 当該ほ場が他のほ場から影響を受けない状況がわかるように、隣接農用地の栽培状況、農薬等の影響防止対策、樹木、距離(m)、区画、農道等まで詳細に記入すること。
2. 看板の設置予定場所についても記載すること。
3. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

(別紙6)

令和7年産栽培管理計画（栽培状況報告・栽培管理実績）

1 栽培作物及び場所

作物名	水稻	栽培面積	90a
農薬等使用区分	農薬:節農5	化学肥料:化不	

2 栽培管理

(1) 栽培管理計画

時期 (旬、日)	作業名	資材使用 の有無
9月26日 ~	前作の収穫、収穫後耕起、稲わら鋤込み	無
3月中旬	種子予措（塩水選・温湯消毒）	無
	床土準備	
4月中旬	育苗（プール育苗）	有
	本田耕起、基肥散布	
5月中旬	田植え	無
6月	除草	有
	随時手取り除草	
6月下旬	病害防除	有
8月中旬	害虫防除	有
9月上中旬	落水	無
9月末	収穫、乾燥	無
10月中旬	出荷	
計画生産量 4.5 t (500 kg/10a)		
栽培上の特記事項: 堆肥散布による地力増進 種子の温湯消毒		

- 注) 1. 作業については、前作の収穫終了後から当該作物の収穫終了時までを記入する。  
 2. 集団の場合、栽培についての申合せや取決めに関する資料を添付する。  
 3. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。  
 4. 本様式に作業内容の記載が困難な場合は別葉での提出も可とする。

(2) 除草及び病虫害防除の方法

除草の方法	除草剤は田植え後の一発処理剤1回のみ使用。その他は手取り除草による。
病虫害防除の方法	堆肥を主とした土づくりにより、病虫害に強い稲づくりを基本とする。 いもち病及び斑点米カメムシ類に対しては農薬散布（登録農薬）により対処する。 天候不順等で想定以上に病虫害が発生し、さらなる薬剤散布が必要になった場合は、農薬を散布し、取り下げる。

- 注) 1. 除草の方法は、手取り除草や除草機使用等を詳しく記入する。  
 2. 病虫害防除の方法は、基本的な対策のほか、予想以上に病虫害が発生した際の対応についても含めて記入する。

(3) 種子・種苗の入手方法等

- ① 自家採種又は自家採種以外の区別 (○を付ける)  
 自家採種      自家採種以外
- ② 自家採種以外の種子、種苗に対する入手前の化学合成資材の処理状況 (○を付ける)
- |   |        |    |     |
|---|--------|----|-----|
| ア | 化学合成肥料 | 処理 | 無処理 |
| イ | 化学合成農薬 | 処理 | 無処理 |

3 使用資材 (使用が予想される全ての資材を記入する。)

(1) 肥料、土壌改良資材及び堆肥等

資材名	天然・化学系資材の別	希釈倍数 (倍)・使用量 (kg・ℓ/10a)	時期 (月日)	窒素成分量 (kg/10a)	うち化学合成窒素 (kg/10a)
堆肥 (自家製)	天然	3,000kg/10a	4/30		0
合 計					0
当該作物の認証基準値					4.0

- 注) 1. 土づくり資材含む。  
 2. 有機質肥料に化学肥料を含む場合 (配合肥料) の場合は、化学資材と記入する。

(2) 農薬

農薬名	成分数	希釈倍数 (倍)・ 使用量 (g・kg・mℓ・ ℓ /10a)	時期 (月日)	対象病虫害・雑草等名
タチガレース粉剤	2	280g	4/10	苗立枯病
ダイハード顆粒	2	60g	6/1	ノビエ等水田雑草
オリゼメート粒剤	1	3kg	6月下旬	いもち病
キラップ粉剤DL	1	4kg	8月中旬	斑点米カメムシ類
合計	6			
当該作物の認証基準値	8			
備考(無処理の種子・苗等が入 手できない理由)				

注) 1. 種子又は育苗に使用された農薬名も記入する。

ただし、「節減対象農薬：不使用」の申請において、農薬(節減対象農薬)不使用の種子・苗等の入手が困難な作物の場合は、合計カウントしないので、備考欄に理由を記入する。

2. 農薬名が特定できない場合は、〇〇剤、△△剤、××剤のうち1剤とし、成分数はその候補の中で最も成分数の多い数値を記載する。
3. 液剤等希釈して使用するものは、使用量は希釈倍数と散布量を記載する。
4. 同一農薬を複数回散布する場合は、それぞれを記入すること。

(3) その他資材

資材名	天然・化学系 資材の別	内 容	使用目的	使用量 (ℓ・kg/10a)	時期 (月日)
ヒバ油	天然	市販 ヒバの間伐 材から抽出	健全生育確保 のための 葉面散布	0kg	7月上旬

注) (1)(2)以外の目的で使用するものを記入(ヒバ油、〇〇抽出物等)。

(4) 自家製造資材の原料・製造方法

資材名	原料名	製造方法
堆肥	稲わら、牛ふん	混合し、年間4回切り返して3 年間熟成する。

注) 1. (1)(2)(3)において該当するものを記入。

2. 資材名は(1)(2)(3)において記入した名称を用いること。
3. 資材は、前作の収穫終了後から使用したものを記載する。
4. 購入資材については、カタログ、説明書等内容がわかる資料を添付すること。

(別紙 7)

令和 7 年産出荷計画 (販売・出荷実績)

1 対象作物及び出荷時期

作物名	水稻	農薬使用区分	農薬：節農 5 化学肥料：化不
出荷期間	令和 7 年 10 月 ~ 令和 7 年 11 月		

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化 5」、「節農不・化不」、「節農 5・化不」、「節農不・化 5」、「節農 5・化 5」と記載する。

2 販売方法等

販売方法	出荷・販売先	米 (玄米出荷) の場合				野菜・畑作・果実の場合						
		玄米生産 数量 (kg)	玄米出荷数量			出荷形態別出荷量						
			30kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	出荷量計 (袋)	バラ (kg・個)	束 (kg・束)	箱 (kg・個)	袋 (kg・袋)	その他 (kg)	出荷量計 (kg)	
契約販売	契約先・住所 (TEL)											
産直販売 (宅配)	販売先・住所 (TEL)											
委託販売	委託先名・住所 (TEL) ☆☆農業協同組合 青森市〇◎字◆◆-▽▽ (017-7◇◇-■▲△)	3,000	100	100								
市場出荷	市場名											
イベント 販売	イベント名											
自店販売												
その他												
合計		3,000	100	100								
米の場合	精米しない (上記項目に記載する) 精米する (精米流通計画を申請する)											
その他特記事項 農協出荷は全て玄米、精米はインターネット・宅配により直接販売 (玄米で1,000kg分相当)												

(別紙8)

令和7年産認証票使用計画（実績）

作物名	水稻	農薬等使用区分	農薬：節農5 化学肥料：化5	
使用期間	令和7年10月 ～ 令和7年11月			
作成（注文）時期	9月25日頃			
規格別使用枚数 （シール枚数）	大規格	中規格	小規格	計
	100	0	0	100
現在在庫枚数	0	0	0	0
注文枚数	100	0	0	100

- 注) 1. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。
2. 認証票大シール10枚綴り、認証票中シール20枚綴り、認証票中シール50枚綴り
3. 枚数は、シートに印刷されているシール数の合計（シート枚数ではないことに注意）。例）大規格のシートを10枚注文する場合、注文枚数は100と記載

(別紙9)

情報提供に関する承諾書

以下の3つの項目について、「承諾します」もしくは「承諾しません」のどちらかをチェックしてください。

区 分	承諾します	承諾しません※
① 県ホームページ等で、特別栽培農産物に関する事項（生産者名、市町村名、農薬・肥料区分、作物名、販売店舗、出荷時期）を情報提供すること	✓	
② 特別栽培農産物の取扱いを希望する流通業者等から情報提供の依頼があった場合、特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分）について、情報提供すること	✓	
③ 認証基準を満たさない、または満たさないおそれが生じた際、流通業者から貴殿の栽培した農産物について問い合わせがあった場合、認証基準への適合状況及び特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、メールアドレス、作物名、面積、農薬等使用区分）について、流通業者等へ情報提供すること	✓	

※②、③の申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分の6つの事項のうち一部の事項は非提供の場合、提供先に制限のある場合を含む

住 所 青森市長島1-1-1

申請者名 青森県こだわり生産組合長 長島 一郎 印  
(自署の場合は押印不要)

記載例

令和7年6月10日

東青農林水産事務所長 殿

(申請者名)

〒 住 所 030-8570 青森市長島1-1-1

電話・FAX 017-734-0000 (FAX兼用)

携帯電話 080-1234-□□□□

メールアドレス itirou\_nagashima@△△△△

氏 名 長島 一郎 印

令和7年産青森県特別栽培農産物精米流通計画承認申請書

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認申請します。

記

関係書類

- 精米施設及び計画概要(別紙1)
- 精米施設位置図(別紙2)
- 精米責任者及び確認確認者届(別紙3)
- 令和7年産特別栽培精米計画(別紙4)
- 認証票使用計画(別紙5)
- 提供に係る承諾書(別紙6)

注) 添付した関係書類にチェックを入れること

(別紙1)

精米施設及び計画概要

1 精米施設

施設名	長島一郎 精米施設
住所 (TEL)	青森市長島2-0 017-734-0000
規模・能力	精米機1台 300kg/1hr

2 計画概要

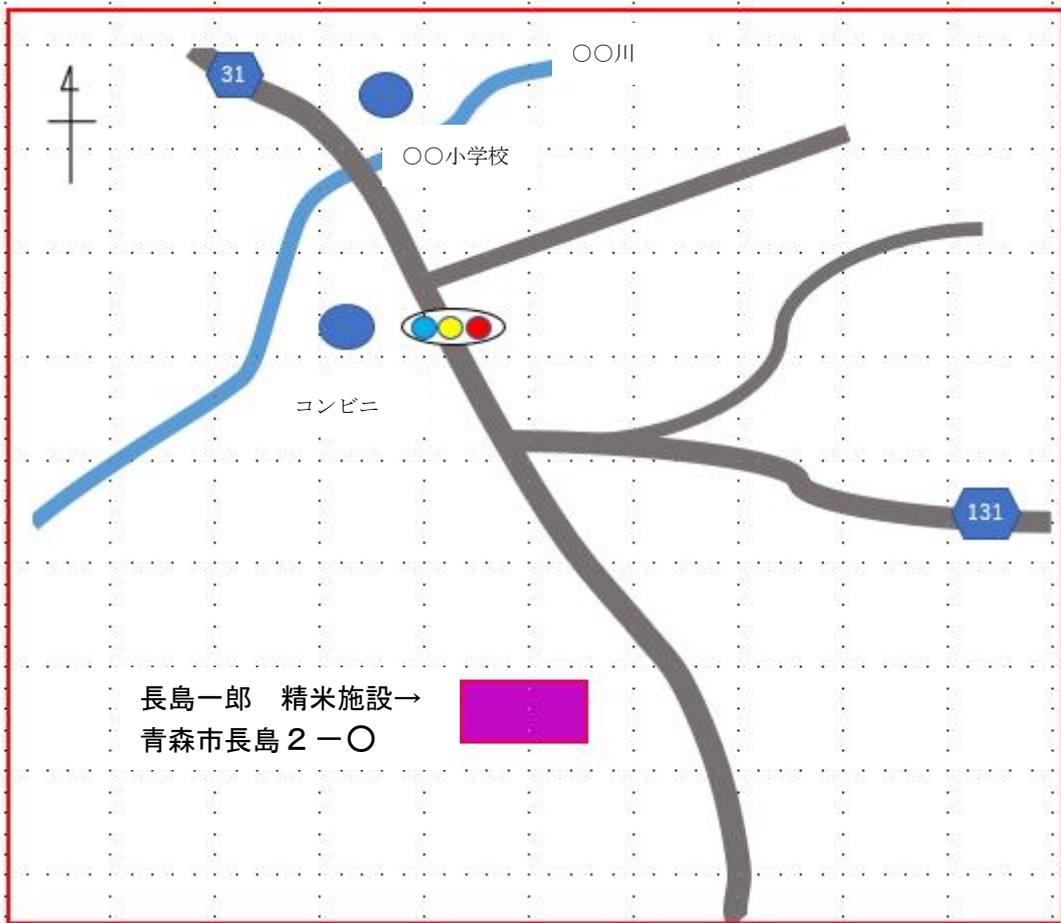
区 分	1	2	3	4
精米流通計画承認年月日 (認証申請時に記入)				
精米流通認証申請年月日 (実績申請時に記入)				
産地名 (市町村)	青森市	青森市		
生産者名	青森県こだわり生産組合	青森県こだわり生産組合		
農薬等使用区分	農 薬	節農5	節農5	
	化学肥料	化不	化不	
品種名	つがるロマン	まっしぐら		
玄米受付量 (t, kg)	600kg	400kg		
精米生産量 (t, kg)	540kg	360kg		

注)

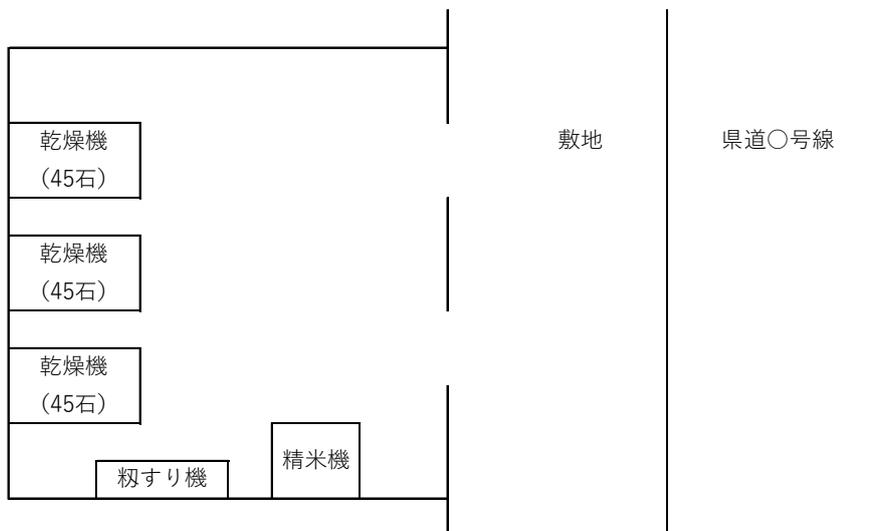
1. 「精米流通計画承認年月日」は認証申請時に記載すし、「精米流通認証申請年月日」は実績申請時に記載する。
2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」、「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

精米施設位置図

<位置図>



<配置図>



注) 地番も記入すること。  
精米施設内の配置図等を記入すること。

(別紙3)

年 月 日

東青農林水産事務所長 殿

(精米責任者)

〒住所 030-8570 青森市長島1-1-1  
電話 017-734-0000  
氏名 長島 一郎 印

(精米確認者)

〒住所 030-△△△△ 青森市〇〇2-1  
電話 017-□□□-0000  
氏名 八甲 田良 印

令和7年産特別栽培農産物精米責任者及び精米確認者届

青森県特別栽培農産物認証要綱第6の規定に基づき、特別栽培農産物の生産及び確認についてその責任者として届出します。

記

項目	精米責任者の概要	精米確認者の概要
1 職業及びその概要 〔 組織に所属するものはその所属と役職名等を記入 〕	農業 青森県こだわり生産組合長	農業 (株)八甲農産 代表取締役
2 特別栽培農産物栽培経験等	農薬5割以下、化学肥料5割以下で3年	農薬5割以下、 化学肥料不使用で10年
3 認証申請者との関係	本人	あおもリエコ農業技術研究会の会員同士(指導的立場)
4 その他		

(別紙4)

令和7年産特別栽培米精米計画（実績）

精米期間 (年月旬)	玄米受付 (買受)数量 t	精米生産数量 t	歩留 %	精米生産数量					出荷先 (名称、住所)
				包装量目別内訳(個数)					
				10kg詰 (袋)	5kg詰 (袋)	2kg詰 (袋)	kg詰 (袋)	計 (袋)	
10月上旬	1.0	0.9	90	30	100	50		180	自家インターネット・宅配
合計	1.0	0.9		30	100	50		180	

注)生産精米数量の量目は、必ず記入してください。

(別紙5)

令和7年産認証票使用計画（実績）

作物名	水稻	農薬等使用区分	農薬：節農5 化学肥料：化不	
使用期間	令和7年10月 ~ 令和8年2月			
作成（注文）時期	9月25日頃			
規格別使用枚数 （シール枚数）	大規格	中規格	小規格	計
		140	50	190
現在在庫枚数		0	0	0
注文枚数		140	50	190

- 注) 1. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。
2. 認証票大シール10枚綴り、認証票中シール20枚綴り、認証票小シール50枚綴り
3. 枚数は、シートに印刷されているシール数の合計（シート枚数ではないことに注意）。  
例) 大規格のシートを10枚注文する場合、注文枚数は100と記載

(別紙6)

情報提供に関する承諾書

以下の3つの項目について、「承諾します」もしくは「承諾しません」のどちらかをチェックしてください。

区 分	承諾します	承諾しません※
① 県ホームページ等で、特別栽培農産物に関する事項（生産者名、市町村名、農薬・肥料区分、作物名、販売店舗、出荷時期）を情報提供すること	✓	
② 特別栽培農産物の取扱いを希望する流通業者等から情報提供の依頼があった場合、特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分）について、情報提供すること	✓	
③ 認証基準を満たさない、または満たさないおそれが生じた際、流通業者から貴殿の栽培した農産物について問い合わせがあった場合、認証基準への適合状況及び特別栽培農産物に関する事項（申請者名、市町村名、電話番号、メールアドレス、作物名、面積、農薬等使用区分）について、流通業者等へ情報提供すること	✓	

※②、③の申請者名、市町村名、電話番号、作物名、面積、農薬等使用区分の6つの事項のうち一部の事項は非提供の場合、提供先に制限のある場合を含む

住 所 青森市長島1-1-1

申請者名 長島 一郎 印

# 生産計画確認留意事項

## 青森県特別栽培農産物生産計画確認留意事項

### 1 計画承認申請書に係る関係書類

「計画承認申請書」の記以下のチェックリストにより、関係書類に漏れがないか確認すること。

### 2 計画承認申請書の記載

- (1) 申請書の各項目（関係書類）にある「注意書き」にきちんと沿っているか。  
（記載に関する事項、添付する関係資料等）
- (2) 関係書類ごとに数値等の整合性がとれているか。
- (3) 別紙6の2の(3)「種子・種苗の状況」について  
自家採種以外（種子を購入している場合）は、無処理であることや、どの農薬を使用しているかがわかるものを添付すること。  
化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、理由を記し、合計カウントしない。その場合の申請区分は、「節農不・化不」の区分となる。
- (4) 別紙6の3の(1)「肥料、土壌改良資材及びたい肥等」について  
有機配合肥料を使用する場合、有機質の配合割合＝有機由来の窒素成分割合ではないので、有機質由来の窒素成分を確認して、化学合成窒素の施用量（kg/10a）を算出すること。
- (5) 別紙7「〇〇年産出荷計画」について  
「野菜・畑作・果実の場合」の出荷量計の欄には、重量（kg）を記載すること。

### 3 農薬の有効成分カウント数について

- (1) 特定農薬（重曹、食酢、土着天敵、エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。））は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」において定義する「農薬」に含まれないため、特定農薬だけを使用する場合は、「農薬：不使用」で申請可能。  
ただし、申請書（有効成分ゼロ）と栽培記録への記載は必要。
- (2) 適用作物が「水田作物（水田畦畔）」となっている農薬を使用した場合もカウントする。
- (3) 展着剤は、使用しても成分回数には含めず、申請書への記載も必要ない。
- (4) 節減対象農薬の使用回数から除外される農薬
  - ①有機農産物の日本農林規格第4条の別表2に掲げる農薬
  - ②農薬メーカーから「化学合成されていない」との回答を得て、県が認めたもの。  
「青森県特別栽培農産物において農薬成分をカウントしない農薬」を参照※節減対象農薬の成分カウント数について、不明な部分等がありましたら、農産園芸課に問い合わせください。

#### 4 疑義資材及び特定農薬の検討対象としない資材について

(1) 認証を受ける農産物は、一定の栽培要件を満たすものとなっているが、その中で、農薬及び肥料以外の資材については、次のとおりである。

生育管理用資材 (その他資材)	・農薬及び肥料以外の資材で、作物及び土壌に施用（散布、塗布、芳香等）するものにあつては、殺虫・殺菌等農薬的効果を期待するものであつてはならない。
--------------------	--

(2) 農薬としての効能効果が記載されているような資材は、無登録農薬と疑われる資材として、国へ情報提供することになっていきますので、申請書に添付された資材パンフレット等に該当する表現がある場合は、申請者へ使用資材の変更を促すとともに農産園芸課へ情報提供する。

- |   |   |
|---|---|
| ① | 病虫害の防除を目的とした効能効果<br>(例) 「病虫害が発生しない」 など                                    |
| ② | 農作物等の生理機能の増進や抑制を主な目的とする効能効果<br>(例) 「植物の成長を促進」 など                          |
| ③ | 農薬として効能効果を増強させることを目的とする効能効果<br>(例) 「農薬の効果を高める」 など                         |
| ④ | 農薬としての効能効果の暗示<br>(例) ・名称又はキャッチフレーズからみて暗示するもの<br>・含有成分の表示及び説明からみて暗示するもの など |

(3) 平成23年3月1日付け青食安第544号「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」及び平成26年4月4日付け青安食第26号「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」を参照し、別表1、2の資材については、今後、使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用する場合であっても農薬取締法の取締対象となるので注意すること。

農水省の分類		県特別栽培申請書類への記載方法
別表1	名称から資材が特定できないもの ex) アミノ酸、インスタントコーヒー等	① 農薬登録がある場合 → 「3使用資材（2）農薬」欄へ記載。  ・農薬登録がないものは、農薬の効能を期待して使用することは出来ない。（農薬取締法違反となる。） → 使用も記載も不可。
別表2	法に規定する農薬の定義に該当しないもの ex) ショウガ、ニンニク米麴等	② 肥料の登録や届出の有無に関わらず土壌改良剤や肥料的な効能を期待して使用する場合 → 「3使用資材（1）肥料、土壌改良資材及び堆肥」等へ記載。

➡ 「その他資材」欄：国の「特定農薬の指定の検討対象とする資材」に該当する資材等について記載すること。

## 5 表示の関係

認証後の表示は、「国の特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、県認証要綱、県表示規程」に沿った表示を徹底するよう、特に注意し指導すること。

### ※ これまで指導されている事案

- ・「5割減」と表示すべき箇所を、県認証の農薬等使用区分と同様に「5割以下」と表示していた。  
→5割以下は認証区分なので、実際の削減割合を表示します。  
7割削減した場合は、7割減と表示します。
- ・「節減対象農薬の使用状況」の「使用資材名」の部分の商品名で記載していた。  
→正しくは「農薬の有効成分名」を記載します。
- ・「節減対象農薬」と表示すべき箇所を「化学合成農薬」と記載していた。など

## 6 その他

- (1) 特別栽培農産物として認証された玄米をとう精した精米の認証を受けようとする精米業者等は、あらかじめ精米流通計画について知事の承認を受ける必要があるため、注意が必要である（コイン精米機による精米は認証対象外）。
- (2) 精米流通計画の承認申請については、栽培年の6月10日まで申請することができるので、昨年申請している事業者で1月10日の申請がない事業者へは申請予定を確認すること。
- (3) 計画承認後、申請作物の収穫期から1ヶ月経ち、認証申請をせずに計画承認を取り消す場合は、生産者に確認し、農産園芸課に連絡すること。
- (4) 認証票シールについては、認証者がシール作成申込書に必要枚数を記入し、「認証通知書」のコピーと共に「公益社団法人 青森県物産振興協会」へFAXする。シールと一緒に請求書（シール料金+送料）が送付されるので、納付期限までに指定口座に料金を振り込むこと。
  - ・公益社団法人 青森県物産振興協会 TEL：017-777-4616  
FAX：017-777-4620
  - ・単価は各サイズ（大・中・小）とも1シート32円。  
大：10枚/シート 中：20枚/シート 小：50枚/シート
- (5) 残留農薬検査については、農産園芸課が対象となる生産者とはほ場を指定して農林水産事務所へ通知しているが、該当する生産者が何らかの理由により特別栽培を行わなくなったなどの検査ができない場合は、別の生産者（ほ場）を指定する必要があるため、農産園芸課に連絡すること。

問い合わせ先

青森県農林水産部 農産園芸課 環境農業グループ

青森市長島1-1-1 TEL 017-734-9353 FAX 017-734-8141

<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/tokusai.html>

東青農林水産事務所 農業普及振興室

青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6階

TEL 017-734-9961 FAX 017-734-8305

中南農林水産事務所 農業普及振興室

弘前市蔵主町4

TEL 0172-33-2902 FAX 0172-34-4390

三八農林水産事務所 農業普及振興室

八戸市尻内町字鴨田7

TEL 0178-23-3794 FAX 0178-27-3323

西北農林水産事務所 農業普及振興室

五所川原市栄町10

TEL 0173-35-2345 FAX 0173-33-1345

上北農林水産事務所 農業普及振興室

十和田市西十二番町20-12

TEL 0176-23-4281 FAX 0176-25-7242

下北農林水産事務所 農業普及振興室

むつ市中央1-1-8

TEL 0175-22-2685 FAX 0175-22-3212